

「**考査項目別運用表**」評価マニュアル

令和5年4月

播磨町

<目次>

I 基本的な考え方

1. 評価に至る過程の記録	1
2. 改善指導	1
3. 「施工プロセスチェック」に関連する評価	1

II 主任監督員の考查項目別運用表の評価

1. 施工体制	
(1) 施工体制一般	2
(2) 配置技術者（現場代理人等）	3
2. 施工状況	
(1) 施工管理	4
(2) 工程管理	7
(3) 安全対策	8
(4) 対外関係	10
3. 出来形及び出来ばえ（出来形）	
(1) 土木工事	11
(2) 機械設備工事	11
(3) 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	12
4. 出来形及び出来ばえ（品質）	
(1) 土木工事	13
(2) 機械設備工事	14
(3) 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	15
5. 創意工夫	16

III 総括監督員の考查項目別運用表の評価

1. 施工状況	
(1) 工程管理	17
(2) 安全対策	18
2. 社会性等	
(1) 地域への貢献等	19
3. 法令遵守等	20

IV 検査員の検査項目別運用表の評価

1. 施工状況	
(1) 施工管理	21
2. 出来形及び出来ばえ（出来形）	
(1) 土木工事	26
(2) 機械設備工事	27
(3) 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	28
3. 出来形及び出来ばえ（品質・出来ばえ）	
(1) コンクリート構造物工事	
①品質	30
②出来ばえ	34
(2) 補装工事	
①品質	35
②出来ばえ	39
(3) 基礎工事及び地盤改良工事	
①品質	40
②出来ばえ	43
(4) コンクリート橋上部工事（PC 及び RC を対象）	
①品質	44
②出来ばえ	48
(5) 塗装工事	
①品質	49
②出来ばえ	49
(6) 植栽工事	
①品質	50
②出来ばえ	51
(7) 防護柵設置工事	
①品質	52
②出来ばえ	52
(8) 区画線設置工事	
①品質	53
②出来ばえ	53
(9) 維持・修繕工事	
①品質	54
②出来ばえ	54

(10) 下水道工事（管渠工）	
①品質	55
②出来ばえ	56
(11) 下水道工事（処理場躯体工）	
①品質	57
②出来ばえ	62
(12) 公園施設整備工事（園路広場整備、修景施設整備、遊戯施設整備）	
①品質	63
②出来ばえ	63
(13) 二次製品構造物工事	
①品質	64
②出来ばえ	66
(14) 橋梁補修・補強工	
①品質	67
(15) 建築工事（簡易なもの）	
①品質	70
②出来ばえ	70
(16) 機械設備工事	
①品質	71
②出来ばえ	72
(17) 電気設備工事	
①品質	73
②出来ばえ	74

I 基本的な考え方

1. 評価に至る過程の記録

評価の「透明性」「客観性」を確保するため、評価の過程を「施工プロセスチェックリスト」[※]及び「工事打合せ簿」に記録する。

※ 『土木工事検査取扱要領』参照

2. 改善指導

- (1) 請負者に何らかの契約不履行に至る可能性が認められたときは、それを指摘、指導して改善させることとし、指導から改善に至る過程を打合せ簿に記録する。
- (2) 指導は2段階とする。第1段階の指導は、打合せ簿による「通知」とし、通知で改善されなければ、第2段階の指導として、打合せ簿による「指示」を行う。
- (3) 文書（打合せ簿）による改善指導を行った場合、評価はdあるいはeとする。

3. 「施工プロセスチェックリスト」に関連する評価

- (1) 主任監督員は、施工体制一般、配置技術者、施工管理（品質管理）、工程管理、安全対策、対外関係について、施工プロセスチェックを行う。
- (2) 施工プロセスチェックの点検結果が「不適正」の場合、主任監督員の評価対象項目である
『「施工プロセス」のチェックリストのうち、〇〇^{*}について指示事項が無い。』
の評価対象項目は「×」評価する。
※ 〇〇には、施工体制一般、配置技術者、施工管理、工程管理、安全対策、対外関係、品質管理が該当
- (3) 施工プロセスチェックリストの点検内容に関連する評価対象項目の評定は、工期全体の取り組みを総合的に判断し、「○」「×」評価すること。
(主任監督員が行う施工プロセスチェックの点検結果が、当初は「不適正」であっても、その後の取り組みが「適正」であれば、工期全体の取り組みを総合的に判断し、「○」「×」評価すること)

＜例＞評価対象項目「仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。」の評価について

施工プロセスチェックリスト『足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施した記録がある。』の点検結果が、当初は「不適正」であっても、その後の取り組みが「適正」であり、工期全体の取り組みが「適正」と評価できる場合は、評価対象項目を「○」評価する。

II 主任監督員の考査項目別運用表の評価

下表の評価方法事例・解説を参考に評価する。

1. 施工体制

(1) 施工体制一般

項目	評価方法事例・解説
(1) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 主任監督員が行う「施工プロセスチェック」において、施工体制一般で主任監督員から指示事項が無い場合は「○」評価する。 ・ここでいう指示事項は改善事項の通知を指し、日々のコミュニケーションの範囲内の確認や口頭による指摘は含まない。 ・「施工プロセスチェック」の点検結果が「不適正」の場合は「×」評価する。</p>
(2) 施工計画書を、工事着手前に提出している。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない ② 施工計画書を工事着手前に提出している場合は、施工プロセスチェックリスト、工事打合せ簿を確認のうえ「○」評価する。また施工計画に重要な変更が生じた場合も、着手前に変更施工計画書が提出されていることについて確認する。なお、工事始期日以降30日以内（特記仕様書に定めのある場合を除く）に工事に着手していること及び共通仕様書に定められた内容が記載されていることについても確認する。 ③ 【技術提案のある工事が対象】 技術提案書に基づく施工計画書になっているか確認する。</p>
(3) 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。	<p>① 下請契約のある全工事及び建設の適正な施工を確保する観点等から施工体制の作成等を行っている工事を対象とする。それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 「工事現場における施工体制確認要領」等に基づく内容を整備している場合は、施工プロセスチェックリスト、工事打合せ簿を確認のうえ「○」評価する。 ＜例＞ ・注文書、請書（あるいは契約書）、数量、契約約款、建設業許可証、再下請通知書等を整理している。 ・施工の分担関係を表示した施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示している。</p>
(4) 元請けが下請の作業成果を検査している。	<p>① 下請を使用している工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 下請の作業成果（出来形等）に対して、元請け自ら確認し検査をしている場合は、写真、検査資料等を確認のうえ「○」評価する。 ＜例＞ ・下請けからの完成通知書があり、完成日が確認できる。 ・20日以内に、完成検査をしていることが書面等で確認できる。 ・検査後、合格の場合引き取っていることが引渡し書で確認できる。</p>
(5) 施工計画書の内容と現場の施工方法が一致している。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない ② 現場の施工方法が施工計画書（変更施工計画書）の内容と一致している場合は、施工プロセスチェックリスト、工事打合せ簿、写真等を確認のうえ「○」評価する。</p>
(6) 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。	<p>① 緊急指示、災害、事故（当該工事において発生した事故は除く）等が発生した工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 台風、地震、事故（当該工事において発生した事故は除く）などの予期せぬ出来事に対し速やかに対応している場合は、工事打合せ簿、写真、報告資料等を確認のうえ「○」評価する。</p>

項目	評価方法事例・解説
(7) 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 元請が本・支店と現場間で、社内検査、工程会議、工法検討会議、定例会議や店舗バトル等のうちいずれか1つ以上実施しており、支援体制が整っていると認められる場合は、写真、報告書類等を確認のうえ「○」評価する。</p>
(8) 工場製作期間における技術者を適切に配置している。	<p>① 工場製作がある工事（非専任を設計図書、打合せ簿等の書面で明確にした場合は除く）を対象とし、工場製作が無い工事は評価対象項目から削除する。 ② 工場製作において、製作期間中に専任の技術者を配置し、製作を行っている場合は、工事打合せ簿等を確認のうえ「○」評価する。</p>
(9) 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。	<p>① 機械設備、電気設備等に関する工場製作がある工事を対象とし、工場製作が無い工事は評価対象項目から削除する。 ② 製作工場において、社内検査（規格値・品質確認等）体制を確立し、それに基づき製作を行っている場合は、工事打合せ簿等を確認のうえ「○」評価する。</p>
(10) その他	<p>① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目に加えない場合は削除する。</p>

(2) 配置技術者（現場代理人等）

項目	評価方法事例・解説
(1) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 主任監督員が行う「施工プロセスチェック」において、配置技術者で主任監督員から指示事項が無い場合は「○」評価する。 　・ここでいう指示事項は改善事項の通知を指し、日々のコミュニケーションの範囲内の確認や口頭による指摘は含まない。 　・「施工プロセスチェック」の点検結果が「不適正」の場合は「×」評価する。</p>
(2) 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。	<p>① 作業主任者及び専門技術者の選任及び配置が必要な工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 施工時における作業主任者（労働安全衛生法で定められている作業）及び専門技術者を選任し配置している場合は、施工プロセスチェックリストを確認のうえ「○」評価する。</p>
(3) 現場代理人が、工事全体を把握している。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 監督職員との協議、報告、打合せ、連絡調整、関係機関との連絡調整、検査時等の対応から総合的に判断する。職務内容の理解、施工計画書の内容を把握、工事全体の工程管理・労務管理・安全管理・下請人相互の調整・地元調整など、工事全般を把握して現場を指揮し、責任ある受け答えが出来ている場合は「○」評価する。</p>
(4) 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。	<p>① 設計図書と現場との相違がある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 設計図書の照査を行い現場との相違があった場合、その結果を書面で監督職員に提出している場合は、施工プロセスチェックリスト、工事打合せ簿を確認のうえ「○」評価する。</p>
(5) 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 監督職員との打合せ時における意思疎通能力が高く、報告、連絡、相談等の内容が正確である場合は、施工プロセスチェックリスト等を確認のうえ「○」評価する。</p>

項目	評価方法事例・解説
(6) 事前協議を踏まえ、書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 工事関係書類や資料等を共通仕様書及び諸基準に基づき作成し、工事の進捗とともに適切に整理している場合は、施工プロセスチェックリスト、工事打合せ簿等を確認のうえ「○」評価する。</p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形管理資料、工事記録写真、工事打合簿（指示書、協議書、報告書、承諾書等）をその都度整理している。 電子納品が完成通知日以前に提出されている。 特記仕様書等に示されている書類等を不足なく提出している。
(7) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 打合せ及び現場状況を通じ総合的に判断する。契約書、設計図書、適用すべき諸基準及び施工管理基準の内容を理解し、施工に反映している場合は、施工プロセスチェックリスト等を確認のうえ「○」評価する。</p>
(8) 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。	<p>① 施工上特に課題となる条件がある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 事前に施工上の課題点を抽出し、監督職員に報告や協議を行うことで課題を解決している場合は、施工プロセスチェックリスト、工事打合せ簿等を確認のうえ「○」評価する。</p> <p>＜例＞軟弱地盤での地盤り計設置、市街地での防音対策</p>
(9) 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。	<p>① 下請を使用している工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 施工段階における技術的な指導を行っているかどうかを、現場確認時に総合的に判断する。関係書類（朝礼時の作業内容及び作業手順の指示状況等の記録等）や受け答えで、技術的指導を行っていると判断できる場合は「○」評価する。</p> <p>＜例＞下請も交え、施工内容に関する打合せや検討を行っている。</p>
(10) 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 現場における施工上の諸問題に対し、監督職員から指摘や指導等を受けることなく、自身の技術的判断に基づき提案及び協議を行っている場合は、施工プロセスチェックリスト、工事打合せ簿等を確認のうえ「○」評価する。</p>
(11) その他	<p>① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目に加えない場合は削除する。</p>

2. 施工状況

(1) 施工管理

項目	評価方法事例・解説
(1) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 主任監督員が行う「施工プロセスチェック」において、施工管理で主任監督員から指示事項が無い場合は「○」評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ここでいう指示事項は改善事項の通知を指し、日々のコミュニケーションの範囲内の確認や口頭による指摘は含まない。 「施工プロセスチェック」の点検結果が「不適正」の場合は「×」評価する。

項目	評価方法事例・解説																						
(2) 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>② 設計図書の内容及び現場条件を反映した施工計画書を作成している場合は、施工プロセスチェックリスト、施工計画書を確認のうえ「○」評価する。</p>																						
【ICT活用工事の場合】	<p>③ 「使用機械」において、ICT対応の機械が記載されているか。</p> <p>④ 「施工方法」において、起工測量、三次元計測データの作成、ICT建設機械の目標点検等について記載されているか。</p> <p>⑤ 「施工管理計画」において、ICTを活用し出来形計測を行う箇所の出来形管理基準及び規格値、出来形管理実績基準が土木工事施工管理基準に基づき記載されているか。</p> <p>⑥ 使用する機器(UAV、TLS等)のカタログは添付されているか。</p> <p>⑦ 使用する機器(UAV、TLS等)は、下表の計測性能や測定精度を有し、適正に保守点検が行われている機器か。</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用機器等</th><th>確認項目</th><th>確認内容</th><th>確認資料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デジタルカメラ</td><td>計測性能</td><td>地上測量寸法が1cm以内</td><td>・製造カタログ、相場証明書</td></tr> <tr> <td>UAV</td><td>保守点検</td><td>・製造元の保守点検（1回/年以上）</td><td>・製造元の保守点検記録</td></tr> <tr> <td>TLS</td><td>保守点検</td><td>・製造元の定期点検 ・三次元計測データ作成ソフトウェア ・写真撮影ソフトウェア ・点群処理ソフトウェア</td><td>・製造元による複数の作動点数等の記録(試験成績書や検査成績書)</td></tr> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>機能の有無</td><td>・三次元計測データ作成ソフトウェア ・点群処理ソフトウェア ・点群表示ソフトウェア</td><td>・製造元カタログ、ソフトウェア仕様書</td></tr> </tbody> </table>				使用機器等	確認項目	確認内容	確認資料	デジタルカメラ	計測性能	地上測量寸法が1cm以内	・製造カタログ、相場証明書	UAV	保守点検	・製造元の保守点検（1回/年以上）	・製造元の保守点検記録	TLS	保守点検	・製造元の定期点検 ・三次元計測データ作成ソフトウェア ・写真撮影ソフトウェア ・点群処理ソフトウェア	・製造元による複数の作動点数等の記録(試験成績書や検査成績書)	ソフトウェア	機能の有無	・三次元計測データ作成ソフトウェア ・点群処理ソフトウェア ・点群表示ソフトウェア	・製造元カタログ、ソフトウェア仕様書
使用機器等	確認項目	確認内容	確認資料																				
デジタルカメラ	計測性能	地上測量寸法が1cm以内	・製造カタログ、相場証明書																				
UAV	保守点検	・製造元の保守点検（1回/年以上）	・製造元の保守点検記録																				
TLS	保守点検	・製造元の定期点検 ・三次元計測データ作成ソフトウェア ・写真撮影ソフトウェア ・点群処理ソフトウェア	・製造元による複数の作動点数等の記録(試験成績書や検査成績書)																				
ソフトウェア	機能の有無	・三次元計測データ作成ソフトウェア ・点群処理ソフトウェア ・点群表示ソフトウェア	・製造元カタログ、ソフトウェア仕様書																				
(3) 現場条件の変化に対して、適切に対応している。	<p>⑧ 使用するソフトウェアのカタログは添付されているか。</p> <p>⑨ UAVを使用する場合、撮影コース、飛行高度、フットノート（航行力向最低90%、瞬速力向最低60%）がわかる撮影計画か。</p> <p>⑩ UAVを使用する場合、計画した飛行高度における地上測量寸法は1cm/画素以内であるか。（参考：出来形計測では1cm/画素以内、起工測量・岩線計測では2cm/画素以内、部分払出來高では3cm/画素以内）</p> <p>⑪ UAVを使用し、航空法に基づく許可が必要な場合、飛行マニュアル、許可書、許可期間、飛行日が確認できるか。</p>																						
(4) 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。	<p>⑫ 現場条件の変化に左右される工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>⑬ 現場条件の変化に対し、速やかに監督職員と協議するなどして適切に対応した場合は、工事打合せ簿等を確認のうえ「○」評価する。</p> <p>＜例＞埋設物、各種規則、現況不一致等</p> <p>⑭ 工事材料がある工事を対象とし、鋼橋等の工場検査は対象としない。それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>⑮ 当該工事で使用する材料〔二次製品を含む施工計画書に記載された主要な資材（鉄筋、PEケーブル、積みブロック、U型側溝、管路材等）〕について、適切な保管及び管理（養生）を実施している場合は、施工プロセスチェックリスト、写真等を確認のうえ「○」評価する。</p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋を地面にへかない上う台車上に置き、かねかねネット等を掛けて保管している。 ・工事材料を倉庫内に保管している。 ・野外に保管の場合、雨水等の進入等を防止するため、シート等を充分に重ね合わせて覆つていることが確認できる。 ・シート下の材料が目視、黒板等により確認できる。 ・二次製品は欠けや割れが生じないよう整然と置いている。 																						

項目	評価方法事例・解説														
(5) 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。															
① 出来形管理項目がある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 出来形管理基準や施工計画書に基づき、必要な時期に当該項目の全てを作成している場合は、施工計画書、出来形管理書類を確認のうえ「○」評価する。															
(6) 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。															
① 品質管理項目がある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 品質管理基準や施工計画書に基づき、必要な時期に当該項目の全てを作成している場合は、施工計画書、品質管理書類を確認のうえ「○」評価する。															
(7) 現場内の整理整頓を日常的に行っている。															
① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 監督員が現場を行った日の状況を「日常」の代表と考え、日常の現場内の整理整頓状況から判断する。監督員（又は現場技術員）が現場を行った際に目視で確認し、日常的に現場の整理整頓を行っている場合は「○」評価する。															
(8) 材料の品質証明書及び写真等を整理している。															
① 使用材料がある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 使用材料の品質証明書（保証）当を照合し、確認した資料や記録写真を整理している場合は、施工プロセスチェックリスト、写真等を確認のうえ「○」評価する。															
(9) 工事打合せ簿を「不足無く整理」している。															
① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 工事打合せ簿（指示、承諾、協議、提出、報告、通知）を必要な時に不足なく整理（記録）している場合は、工事打合せ簿等を確認のうえ「○」評価する。															
【ICT活用工事の場合】															
【ICT活用工事の標準】															
③ 希望型の場合、ICT活用工事計画書が提出されているか。 ④ 具体的な対象範囲及び使用機器等が示され、監督員の確認を受けているか。 【三次元設計データキャッシュの確認】 ⑤ 3次元設計データが設計図書等を基に正しく作成されていることがチェックシートにより確認できるか。また、根拠資料が提出されているか。 【カメラキャリブレーション及び精度確認試験結果報告書の把握】 ⑥ 飛行毎にカメラキャリブレーション及び精度確認試験結果報告書が提出されているか。 ⑦ 下表の測定精度を満たす結果であることが確認できるか。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>確認資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>UAV</td> <td>測定精度</td> <td>緯度測量：±10cm以内 出来形計測：±5cm以内</td> <td>・カメラキャリブレーション及び精度確認試験結果報告書</td> </tr> <tr> <td>TLS</td> <td>測定精度</td> <td>緯度測量：±10cm以内 出来形計測：±20mm以内</td> <td>・精度確認試験結果報告書</td> </tr> </tbody> </table>				使用機器	確認項目	確認内容	確認資料	UAV	測定精度	緯度測量：±10cm以内 出来形計測：±5cm以内	・カメラキャリブレーション及び精度確認試験結果報告書	TLS	測定精度	緯度測量：±10cm以内 出来形計測：±20mm以内	・精度確認試験結果報告書
使用機器	確認項目	確認内容	確認資料												
UAV	測定精度	緯度測量：±10cm以内 出来形計測：±5cm以内	・カメラキャリブレーション及び精度確認試験結果報告書												
TLS	測定精度	緯度測量：±10cm以内 出来形計測：±20mm以内	・精度確認試験結果報告書												
【数量算出の協議】 ⑧ 平均断面法以外の方法で数量計算を行う場合、数量計算方法について事前に監督員と協議を行っている。															
【電子成果品の確認】 ⑩ 「OTHERS」フォルダに3次元データ等の電子成果品が格納されていることが確認できる。															

項目	評価方法事例・解説
(10) 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。	<p>①建設副産物や建設廃棄物への取り組みが必要な工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>②建設副産物や建設廃棄物の処理方法が適切で、再生資源利用（促進）計画書やマニフェスト等で確認（書類の整理及び管理を含む）できる場合は、施工プロセスチェックリスト等を確認のうえ「○」評価する。</p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニフェスト、契約書、許可証等が適正に処理されているか。 ・マニフェストの記入（数量、車番等）に不備はないか。 ・土砂、碎石、加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する際には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、提出しているか。 ・建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する際には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、提出しているか。 ・工事完了後に変更内容を反映した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を提出しているか。 ・COBRIS登録を計画時及び完成時に行っていることが登録証明書で確認できるか。
(11) 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。	<p>①低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置を装着した建設機械含む）及び車両の使用が設計図書等で示されている工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>②工事全般において、低騒音型、低振動型、排ガス対策型の建設機械及び車両を使用している場合は、施工プロセスチェックリストを確認のうえ「○」評価する。</p>
(12) 施設台帳等を整備している。	<p>①施設台帳チェックリストが施工計画書に添付されていることが確認できる。</p> <p>②監督員と協議し作成されていることが確認できる。</p> <p>③監督員の検査に合格している。または、必要に応じ修正作業を行っていることが確認できる。</p>
(13) その他	<p>①評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目に加えない場合は削除する。</p>

(2) 工程管理

項目	評価方法事例・解説
(1) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。	<p>①全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>②主任監督員が行う「施工プロセスチェック」において、工程管理で主任監督員から指示事項が無い場合は「○」評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ここでいう指示事項は改善事項の通知を指し、日々のコミュニケーションの範囲内の確認や口頭による指摘は含まない。 「施工プロセスチェック」の点検結果が「不適正」の場合は「×」評価する。
(2) 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。	<p>①全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>②工程に大きな影響を与える要因が把握されており、それらを反映した工程表を作成していれば、実施工工程表等を確認のうえ「○」評価する。</p>
(3) 実施工工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。	<p>①全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>②実施工工程表（ネットワーク等の詳細工程表にはこだわらない）を作成し、必要に応じてフォローアップ（見直し方策等）を行い、工程が遅れることなく管理している場合は、施工プロセスチェックリスト、実施工工程表を確認のうえ「○」評価する。</p>

項目	評価方法事例・解説
(4) 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。	<p>① 現場条件の変化により、工程が大きく左右される工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 現場条件の変化に応じて監督職員と協議するなど、対応が迅速で施工の停滞が見られない場合は、施工プロセスチェックリスト、工事打合せ簿等を確認のうえ「○」評価する。</p> <p><例>現場が設計図書に示された土質条件と異なることが判明したが、構造変更に対する対応が迅速で施工の停滞が見られなかった。</p>
(5) 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。	<p>① 各種制約により工程が影響を受ける工事を対象とし、制約の影響がない工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 各種制約に対して適切に対応し、工程に大きな遅れが無い場合は、施工プロセスチェックリスト、工事打合せ簿等を確認のうえ「○」評価する。(施工期間の短縮を求めたVE提案は、提案された施工日数を基準とし、提案値を超える施工日数短縮が得られた場合も評価する。)</p>
(6) 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。但し、維持工事は除く。</p> <p>② 品質を確保しつつ、工事の進捗を早めるための材料や工法の採用や、施工方法の改善に取り組んでいる場合は、工事打合せ簿等を確認のうえ「○」評価する。</p> <p>③ 発注工期が工期内に完成できるよう設定されており、積極的な取組みが認められない場合は評価しない。</p>
(7) 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>② 適切な工程管理(当初の計画工程や遅れた場合のフォローアップ(変更工程)等)により大きな工程の遅れが無い場合は、施工プロセスチェックリスト、実施工程表等を確認のうえ「○」評価する。</p> <p><大きな工程の遅れ>出来高で10%以上の遅れ</p>
(8) 休日の確保を行っている。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>② 適正工期、社会的要請、現場条件、気象条件等を踏まえ総合的に判断し、週休2日制の採用や4週8休の確保に努めるなど、休日・代休の確保ができている場合は、施工プロセスチェックリストを確認のうえ「○」評価する。</p>
(9) 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>② 計画工程と通常、夜間、休日作業の差がほとんど無く、工程管理を行っている場合は、実施工程表等を確認のうえ「○」評価する。</p>
(10) その他	<p>① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目に加えない場合は削除する。</p>

(3) 安全対策

項目	評価方法事例・解説
(1) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>② 主任監督員が行う「施工プロセスチェック」において、安全対策で主任監督員から指示事項が無い場合は「○」評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ここでいう指示事項は改善事項の通知を指し、日々のコミュニケーションの範囲内の確認や口頭による指摘は含まない。 「施工プロセスチェック」の点検結果が「不適正」の場合は「×」評価する。

項目	評価方法事例・解説
(2) 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。	<p>① 下請契約を締結している工事を対象とし、下請が無い場合（全て直営のみ）は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 作業期間中受注者が組織する協議会（下請の安全衛生責任者がメンバーであり、出張所又は監督官詰所等単位の安全協議会、元請会社の全社的協議会、半日／月以上の安全教育・訓練とは違う）の活動が1回／月以上実施している場合は、施工プロセスチェックリストを確認のうえ「○」評価する。</p>
(3) 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>② 月当たり半日以上（複数回実施されれば合計時間）実施したことが記録に上り確認でき、かつ現場に即した安全教育・訓練等を実施している場合は、施工プロセスチェックリストを確認のうえ「○」評価する。</p>
(4) 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>② 当該工事の現場特性を反映した資料等を用いて新規入場者教育を実施していることが、記録等で確認できる場合は、施工プロセスチェックリスト、資料等を確認のうえ「○」評価する。</p>
(5) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>② 工事期間を通じ、労働災害及び公衆災害（措置無しとなった工事は含まない）が発生していない場合は「○」評価する。</p>
(6) 過積載防止に取り組んでいる。	<p>① トラック、ダンプトラック等による工事用資材（仮設材含む）や土砂等の運搬作業がある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 過積載防止のために、施工計画書に記載された具体的な過積載防止対策（写真等により過積載防止策を記録、車両総重量及び積載重量が基準値を超えていないことを伝票・整理票に整理、重量計、荷姿の確認等）の実施が確認できる場合は、施工プロセスチェックリストを確認のうえ「○」評価する。</p>
(7) 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。	<p>① 仮設工（足場、支保及び土留め等）を行う工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 組立て完了時や使用中（供用中）に、仮設物の点検及び管理を定期的にチェックリスト等を用いて実施している場合は、施工プロセスチェックリストを確認のうえ「○」評価する。</p>
(8) 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>② 保安施設類の設置位置（場所・視認性等）が適切で、破損及び損傷が無く機能を管理し、各種基準及び関係者間の協議に基づき適切に実施している場合は、施工プロセスチェックリストを確認のうえ「○」評価する。</p>
(9) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。	<p>① 地下埋設物及び架空線等に影響する工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 着手前に現地調査等を実施し、事故防止対策に取り組んでいる場合は、工事打合せ簿、写真等を確認のうえ「○」評価する。</p>
(10) その他	<p>① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目に加えない場合は削除する。</p>

(4) 対外関係

項目	評価方法事例・解説
(1) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 主任監督員が行う「施工プロセスチェック」において、対外関係で主任監督員から指示事項が無い場合は「○」評価する。 　・ここでいう指示事項は改善事項の通知を指し、日々のコミュニケーションの範囲内の確認や口頭による指摘は含まれない。 　・「施工プロセスチェック」の点検結果が「不適正」の場合は「×」評価する。</p>
(2) 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。	<p>① 関係機関との調整が必要な工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 都道府県、市町村、占用企業、警察、労基、消防署その他の関係機関への協議や調整した資料があり、トラブルの発生が無い場合は、施工プロセスチェックリストを確認のうえ「○」評価する。</p>
(3) 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。	<p>① 地元との調整が必要な工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 工事説明会や戸別訪問など、地元調整を行うことで工事をトラブル無く円滑に進めた場合は、施工プロセスチェックリストを確認のうえ「○」評価する。</p>
(4) 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。	<p>① 第三者対策が必要な工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。対象外は下水処理場内の工事等限定的なものとする。 ② 第三者対策を行い工事期間を通じて、苦情がなかった場合や、もしくは苦情に対して適切な対応をとり工事を円滑に進めた場合に、施工プロセスチェックリストを確認のうえ「○」評価する。</p>
(5) 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。	<p>①隣接工事、占用企業工事等との調整の必要がある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 関連工事関係者と工程や施工順序等の調整を行うことで、工程の遅れやトラブル等なく円滑に工事を進めた場合は、施工プロセスチェックリストを確認のうえ「○」評価する。</p>
(6) 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 工事看板、広報誌、ホームページ等により、工事の目的及び内容を地域住民等に分かりやすく周知している場合は、写真、資料等を確認のうえ「○」評価する。</p>
(7) その他	<p>① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目に加えない場合は削除する。</p>

3. 出来形及び出来ばえ（出来形）

(1) 土木工事

「ばらつき判断等の手引き」に基づき評価する。

(2) 機械設備工事

項目	評価方法事例・解説
(1) 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。	<ul style="list-style-type: none">① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。② 出来形管理図及び出来形管理表の作成にあたり、測定項目に不足が無く、設計値、実測値及びその差が適切に記入され、管理状況が把握しやすいよう独自に工夫している場合は「○」評価する。
(2) 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。	<ul style="list-style-type: none">① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。② 許容値と実測値が明確に確認でき、かつ範囲内であれば「○」評価する。
(3) 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。	<ul style="list-style-type: none">① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。② 撮影項目、時期、頻度が、写真管理基準を満足している場合は「○」評価する。
(4) 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。	<ul style="list-style-type: none">① 施工管理基準及び規格値管理項目がある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。② 出来形管理項目について、監督職員と協議し管理している場合は「○」評価する。
(5) 不可視部分の出来形を写真撮影している。	<ul style="list-style-type: none">① 不可視部分の撮影において、出来形寸法の確認ができるよう注意している場合は「○」評価する。
(6) 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。	<ul style="list-style-type: none">① 測定器の種類や施工時の外気温、温度を記載し、塗装膜厚管理を規定のとおり管理している場合は「○」評価する。
(7) 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。	<ul style="list-style-type: none">① 溶接前及び溶接後の外観寸法を規定のとおり管理している場合は「○」評価する。
(8) 社内の管理基準に基づき管理している。	<ul style="list-style-type: none">① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。② 施工管理基準により厳しい社内管理基準に基づき管理している場合は「○」評価する。
(9) 設計図書に定められている予備品に不足が無い。	<ul style="list-style-type: none">① 共通仕様書、特記仕様書、承諾図書等に記載された予備品リストについて、全てが確認できれば「○」評価する。
(10) 分解整備における既設部品等の消耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。	<ul style="list-style-type: none">① 分解整備がある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。② 整備前後の劣化及び回復状況を明確に記録している場合は「○」評価する。
(11) その他	<ul style="list-style-type: none">① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目に加えない場合は削除する。

(3) 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事

項目	評価方法事例・解説
(1) 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。	<p>① 据付調整がある工事を対象とし、工場製作のみの工事は評価対象項目から削除する。 ② 出来形管理図及び出来形管理表の作成にあたり、設計図書に基づく測定項目に不足がなく、設計値、実測値及びその差を適切に記入するなど管理を行っている場合は「○」評価する。なお、工事規模が小さい場合などにおいて、出来形管理図で管理できるときは、出来形管理表の提出は省略できる。</p>
(2) 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。	<p>① 機器及び機器を構成する部品等がある工事を対象とし、工場製作のみの工事は評価対象項目から削除する。 ② 管理図表など（工場試験成績表及び現地試験成績表）の作成にあたり、設計図及び設計図書に基づく測定（試験）項目に不足がなく、設計値、実測値及びその差を適切に記録し、適切な時期に管理を行っている場合は「○」評価する。なお、機器が市場流通品の場合は、工事試験成績表の提出は省略でき、現地試験成績表のみとできる。</p>
(3) 不可視部分の出来形を写真撮影している。	<p>① 不可視部分の出来形が無い工事については評価対象項目から削除する。 ② 電気通信設備工事写真管理基準に基づき当該箇所が写真撮影され、工事の進捗及び施工状況が確認できる場合は「○」評価する。</p>
(4) 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。	<p>① 新たな管理項目の設定を必要としない工事については評価対象項目から削除する。 ② 監督職員と協議して当該工事に必要な管理基準を施工計画書に反映し、管理を行っている場合は「○」評価する。</p>
(5) 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。	<p>① ソフトウェアの作成など出来形が管理できない工事については評価対象項目から削除する。 ② 電気通信設備工事出来形管理基準に基づく基準値内であることが確認できる場合は「○」評価する。</p>
(6) 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。	<p>① 設備の据付調整が無い工事については評価対象項目から削除する。 ② 設備の据付が設計図書又は承諾図書どおりに施工され、外観上の問題も無く仕上がりが良い状態で施工している場合は「○」評価する。</p>
(7) 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。	<p>① 配管、配線の施工が無い工事については評価対象項目から削除する。 ② 設計図書又は承諾図書等に基づき、整然と見た目もよく工夫をもって施工している場合は「○」評価する。</p>
(8) 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。	<p>① 定期的な校正等が必要な測定機器を使用しない工事については評価対象項目から削除する。 ② 測定機器の校正等が定期的に実施され、認定した機関の証明書等が適切に管理している場合は「○」評価する。</p>
(9) 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。	<p>① 配線施工の無い工事については評価対象項目から削除する。 ② マンホール、ハンドホールその他の要所に回路種別、行先等が分かり易く表示されたケーブルの行先表示札が、堅固に取り付けている場合は「○」評価する。</p>
(10) 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<p>① 配管、配線の施工が無い工事については評価対象項目から削除する。 ② 配管、配線の支持間隔や絶縁抵抗等が規格値を満足し、品質・出来形管理図表等で確認できる場合は「○」評価する。</p>

項目	評価方法事例・解説
(11) 社内の管理基準に基づき管理している。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>② 社内基準を設定しているだけでなく、その基準内に收めるための管理の工夫や社内基準を越えた場合の対応などを明記していることが必要。</p> <p>③ 施工計画書等に記載された社内の管理基準に基づき、管理している場合は、施工計画書、出来形管理図表を確認のうえ、「○」評価する。</p>
(12) その他	<p>① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目に加えない場合は削除する。</p>

4. 出来形及び出来ばえ（品質）

(1) 土木工事

「ばらつき判断等の手引き」に基づき評価する。

項目	評価方法事例・解説
(1) 当該工事に必要な「品質管理基準及び規格値」が施工計画書に記載されている。	<p>① ばらつき判断の対象となる全ての工種について、品質管理基準及び規格値が施工計画書に記載されている場合は「○」評価する。</p>
(2) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、品質管理について指示事項がない。	<p>① 主任監督員が行う「施工プロセスチェック」において、品質管理で主任監督員から指示事項が無い場合は「○」評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ここでいう指示事項は改善事項の通知を指し、日々のコミュニケーションの範囲内の確認や口頭による指摘は含まれない。 「施工プロセスチェック」の点検結果が「不適正」の場合は「×」評価する。
(3) 使用材料の品質証明書に不足がない。	<p>① 使用材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を整備、保管している場合は「○」評価する。なお、JIS 規格品のうちJIS マーク表示が認証されJIS マーク表示がされている材料・製品等については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p>
(4) 品質管理表に不足がない。	<p>① 品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、z-R、z-R s-R mなど)を作成している場合は「○」評価する。</p>
(5) 品質管理写真に不足がない。	<p>① 各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切に管理している場合は「○」評価する。</p>
(6) 第一工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値を満足している。	<p>① 第一工種における品質管理項目の全ての測定値が、規格値を満足している場合は「○」評価する。</p>
(7) 第一工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の80%以内である。	<p>① 第一工種における品質管理項目の全ての測定値が、規格値の80%以内である場合は「○」評価する。</p>
(8) 第一工種における品質管理項目の全ての測定値が規格値の50%以内である。	<p>① 第一工種における品質管理項目の全ての測定値が、規格値の50%以内である場合は「○」評価する。</p>

(2) 機械設備工事

項目	評価方法事例・解説
(1) 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。	① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。品質書類等を確認のうえ評価する。
(2) 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。	① 設備の機能及び性能が設計図書に記載されている工事を対象とする。承諾図書を確認のうえ評価する。
(3) 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。	① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 設計図書の仕様を踏まえた実施仕様書、計算書、詳細図等であるか、承諾図書を確認する。
(4) 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。	① 機器の品質、機能及び性能が設計図書に記載されている工事を対象とする。成績書を確認のうえ評価する。
(5) 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。	① 工場や現地において、溶接方法、溶接材料の種類、検査方法などについて、提出された施工計画書のとおり行っている場合は「○」評価する。
(6) 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。	① 工場や現地において、ケレン実施状況、塗装外観について、施工計画書どおり行っている場合は「○」評価する。
(7) 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。	① 操作スイッチや表示灯の種類や配置場所が仕様書を満足し、現地にて確認できる場合は、承諾図書を確認のうえ「○」評価する。
(8) 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。	① 工場や現地試験において、安全装置、保護装置の試験が行われ、仕様を満足している場合は、承諾図書を確認のうえ「○」評価する。
(9) 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。	① 小配管のみの場合や電気配線・配管のみの場合も評価する。 ② 配管、配線の敷設状況において、勾配、接続方法、支持方法等が配管図等の通りである時は、承諾図書を確認のうえ「○」評価する。なお、特に地中配管の場合は規定の深さどおりであるか確認する。
(10) 設備の取扱説明書を工夫している。	① 取扱説明書が、完成図書等作成要領に定められた内容を全て満足し、かつ、わかりやすく整理し工夫している場合は「○」評価する。
(11) 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。	① 部品、油脂類などの交換時期、規格、数量、規定量などが整理されている場合は「○」評価する。
(12) 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。	① 承諾図等及び現地において、機器の点検スペースが十分確保され、工夫している場合は「○」評価する。
(13) 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。	① 承諾図書等作成時に機器の配置や部品等の交換を考慮して設計しており、工夫している場合は「○」評価する。
(14) 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。	① 配合試験や試験練りの実施状況が写真や書類で確認できる場合は、試験成績表を確認のうえ「○」評価する。
(15) パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。	① 「常時開」などの各表示を名札状にして取り付けるとともに、配管に流れ方向を示す矢印も表示している場合は「○」評価する。

項目	評価方法事例・解説
(16) 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。	
① 圧力計や電流計など計器類に、適切な使用範囲が色分けやシール等を表示している場合は「○」評価する。	
(17) 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。	
① 危険回転部分や高温箇所には見やすい表示がされている。又は、安全カバー等を施し、かつ点検や整備時の開閉及び取り外しが容易な構造になっている場合は「○」評価する。	
(18) 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
① 修繕工事等において、機器の劣化状況などに適切に対応した対策方法を提案している場合は「○」評価する。	
(19) 現地状況を撮影し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。	
① 受注者側からの積極的な提案がある場合は「○」評価する。	
(20) その他	
① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目に加えない場合は削除する。	

(3) 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事

項目	評価方法事例・解説
(1) 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。	
① 製品等の受注製作品を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。	
② 品質や性能に係る技術検討が、施工計画書又は機器製作承諾図書に反映している場合は「○」評価する。	
(2) 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。	
① 材料、部品を使用する工事を対象とし、機器製作及びソフトウェア作成のみで材料等を使用しない工事は評価対象項目から削除する。	
② 材料等が品質保証書又は試験成績書等のいずれかの書面により確認できる場合は「○」評価する。	
③ J I S認定品については、規格表示等による現物照合で品質保証書等は不要。	
(3) 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。	
① 機器を製作又は調達する工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。	
② 設計図書に示された品質、機能及び性能が工場試験成績書又は現地試験成績書で満足している場合は「○」評価する。	
(4) 操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置され、操作性に優れている。	
① 操作スイッチや表示灯を有する工事を対象とし、当該機材を有しない工事は評価対象項目から削除する。	
② 操作スイッチや表示灯が、操作状況等を配慮しつつ見やすく操作しやすい位置に設置している場合は「○」評価する。	
(5) ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。	
① 配線及び配管施工を有する工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。	
② 施工計画書の施工方法及び施工手順に基づいて実施されたことが、書面や写真等で確認でき、接続箇所のゆるみなどの不具合が無い場合は「○」評価する。	
(6) 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。	
① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。	
② 設備全体として設計図書のとおり機能及び性能の管理が工場試験成績書や現地成績書等で確認ができ、欠陥が無い場合は「○」評価する。	

項目	評価方法事例・解説
(7) 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。	<p>① 操作制御関係の機能を有する工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 設備の操作制御関係が設計図書に示された機能を有しており、設備を運用するにあたって、具備されるべき安全装置及び保護装置の機能が、工場試験又は現地試験で確認できる場合は「○」評価する。</p>
(8) 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>② 設備全体として総合的な性能が、設計図書のとおり工場試験成績書又は現地試験成績書等で確認ができる場合は「○」評価する。</p>
(9) 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。	<p>① 現場試験が不可能な機器及びソフトウェア等を有する工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 現場条件を勘案した環境を製作工場で構築し、工場試験を行っている場合は「○」評価する。</p>
(10) 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。	<p>① 機器等を有する工事を対象とし、取扱説明書を必要としない工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 完成図書に当該設備全般の取扱説明書が漏れなく掲載している場合は「○」評価する。</p>
(11) 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。	<p>① 機器等を有する工事を対象とし、定期点検及び定期交換部品を必要としない工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 完成図書に定期的な点検方法及び交換部品について、該当箇所を分かり易く記載している場合は「○」評価する。</p>
(12) 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。	<p>① 機器等を有する工事を対象とし、点検及び消耗品を必要としない工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 機器等の点検及び消耗品の交換が安全かつ容易に行えるよう構造等に配慮している場合は「○」評価する。</p>
(13) その他	<p>① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目に加えない場合は削除する。</p>

5. 創意工夫

項目	評価方法事例・解説
全般について	<p>① 国が示す「建設施工における创意工夫等事例集」の最新の事例と同等なものを評価する。</p> <p>② 创意工夫事例は、最大7点の加点評価としているが、ICT活用工事（5点加点）及び週休2日制度（最大3点加点）を活用した工事については、この最大7点には含まれない。但し、主任監督員の評定点が100点を超える場合は、100点になるよう创意工夫の評定点で調整（減点）する。</p> <p>（创意工夫は自然体で評定し、「土木工事成績採点表」で調整する）</p>
働き方改革】若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。	<p>① 他工事の模範となるような、担い手確保に向けた取組を評価する。</p> <p>＜例＞現場代理人を女性技術者又は40歳未満の若手技術者にしている。 主任（監理）技術者を女性技術者又は40歳未満の若手技術者にしている。</p>

III 総括監督員の考査項目別運用表の評価

下表の評価方法事例・解説を参考に評価する。

1. 施工状況

(1) 工程管理

項目	評価方法事例・解説
(1) 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	<p>① 隣接する他の工事などがある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 大幅な工程修正を要すること無く、予定工期内に工事が完成した場合に評価する。</p>
(2) 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	<p>① 地元及び関係機関との調整が必要な工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 大幅な工程修正を要すること無く、予定工期内に工事が完成した場合に評価する。</p>
(3) 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。	<p>① 地域住民等の要望などにより、工程の変更、調整等が生じた工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 時間外作業が無く、トラブルなく工期内に完成し、地域住民から感謝された、または好評であったことが関係資料で確認できる、もしくはこれらのことと地元から監督員に伝わっているなどが確認できる場合に評価する。</p> <p>③ 地域住民等の要望により昼間工事の回避（夜間工事へ又は工事時間の制約など）を行い、工期内に完成した場合も評価する。</p>
(4) 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。</p> <p>② 配置技術者が工程へ影響を与える要因を把握し、大幅な工程修正を要すること無く予定工程どおりに工事を実施し工期内に完成したなどの取り組みが確認できる場合に評価する。</p>
(5) 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。	<p>① 災害復旧工事など特に工期的な制約がある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 工期的な制約に対し、あらかじめ余裕を持った工程計画を作成し、その計画に基づき実施完了したことが確認できる場合に評価する。</p>
(6) 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。	<p>① 工事施工箇所が広範囲に点在している工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p> <p>② 大幅な工程修正を要すること無く、予定工期内に工事が完成した場合に評価する。</p>
(7) その他	<p>① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目に加えない場合は削除する。</p>

(2) 安全対策

項目	評価方法事例・解説
(1) 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。	<p>① 人家連担部や交通量の多い道路における工事など、特に建設労働災害及び公衆災害の防止に努める必要のある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 <例>日常の安全教育や安全対策に特筆すべき努力を行った。</p>
(2) 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 地山の崩壊防止、転落等の防止、作業場所の巡視など、労働安全衛生規則に定められた受注者が行うべき事項について、本店や支店、下請業者などが連携し組織的な管理体制の整備が確認できる場合に評価する。 <例>現場での体制の整備だけでなく、会社として組織的に取り組んだ。</p>
(3) 安全衛生を確保するため、他の機関となるような活動に積極的に取り組んだ。	<p>① 下水道管内や高所作業工事など、特に安全衛生の確保に努める必要のある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 次年度に良い事例として紹介出来るような優れた活動を行っていることが、関係資料で確認できる場合に評価する。</p>
(4) 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。	<p>① 高所の法面対策工事など、特に安全対策に努める必要のある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。</p>
(5) 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。	<p>① 安全協議会を設置している工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 「協議会の役員としての会議の牽引」「積極的な提案・発言」等していることが、会議資料や議事録などの関係資料で確認できる場合に評価する。 <例>安全協議会等の議長や幹事等の立場で、会の運営を積極的に活動を行った。</p>
(6) 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。	<p>① 地元説明会等を行うなど、地域と密着した工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 <例>安全への取り組みについて感謝状や札状の授受、マスコミや町内会誌等への掲載など地域からの評価を受けた。</p>
(7) その他	<p>① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目に加えない場合は削除する。</p>

2. 社会性等

(1) 地域への貢献等

項目	評価方法事例・解説
(1) 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。	<p>① 自主的な取り組みを対象とし、設計等で見込んでいるものは除く。 <例>工事現場の出入り口管理（泥の持出しなどの清掃、水まきなど）</p>
(2) 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。	<p>① 周辺地域と違和感がないように、事務所仮囲いなどの意匠（色・形）、素材の工夫、緑化（植栽）などに配慮した取組みが、好事例として地域住民から感謝された、または好評であったことが関係資料で確認できる場合に評価する。</p>
(3) 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。	<p>① 広報誌、現場見学会（発注者主催は除く）のほかに学童通学時の誘導などのボランティア活動を行うなど、積極的に地域とのコミュニケーションを図ったことが関係資料から確認できる場合に評価する。</p>
(4) 県内産品使用促進の取組要領に準拠して県内産品を使用。	<p>① 建設資材の調達において、県内産品使用促進の取組要領に定められた評価規定を満足している場合に評価する。</p>
(5) 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。	<p>① 自主的な取り組みを対象とし、地元要望等に対応した場合は評価しない。</p>
(6) 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。	<p>① 工事関係者として、地域イベント（発注者主催は除く）に貢献する取り組みを評価する。 ここでいう地域とは、工事の影響範囲に関係する地区をいう。</p>
(7) 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。	<p><例>子供110番の設置、人命救助活動</p>
(8) その他	<p>① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目に加えない場合は削除する。</p>

3. 法令遵守等

項目	評価方法事例・解説
【適応事例】17. 社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む）とした。	<p>①社会保険等未加入建設業者を一次下請負人とし、以下の項目に該当する場合は、資格制限等の措置に基づき、-20点の減点措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した特別事情申請書を、期日内に提出しなかった・特別事情申請書を審議した結果、特別の事情を有すると認められなかった・特別事情申請書を審議した結果、特別の事情を有すると認められたが、期日内に保険加入を確認できる書類（確認書類）を提出しなかった <p>②社会保険等未加入建設業者を二次以下の下請負人とし、以下の項目に該当する場合は、指名停止等の措置に基づき、-13点の減点措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した特別事情申請書を、期日内に提出しなかった・特別事情申請書を審議した結果、特別の事情を有すると認められず、期日内に保険加入を確認できる書類（確認書類）を提出しなかった <p>（参考）工事未着手または最終請負代金が250万円未満の場合、評定点は36点とする。</p>
【適応事例】18. 発注者指定型のICT活用工事において、承諾なしにICT活用工事を実施しなかった。	<p>①ICT活用工事の発注者指定型において、ICT活用工事を実施しなかった場合は、指名停止措置に基づく減点措置を行う。ただし、ICT機器やICT建設機械が手配できない場合やICT建設機械により施工できない範囲がある場合等、受注者の責に帰すべき事由がないときはこの限りではない。</p> <p>②減点措置の詳細については、技術企画課と協議するものとする。</p>

IV 検査員の検査項目別運用表の評価

下表の評価方法事例・解説を参考に評価する。

1. 施工状況

(1) 施工管理

項目	評価方法事例・解説
(1) 條約書16条第1項第1号～5号に基づく設計図書の調査を行っていることが確認できる。	
① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。	
② 施工前に設計図書（仕様書、図面）の間に相違がないことの確認をおこない、相違があれば通知していることが確認できる。	
③ 施工前に設計図書に誤謬又は脱漏がないか、表示に不明確なところがないか確認し該当することがあれば通知していることが確認できる。	
④ 施工前に現地の調査を実施し（工事現場の形状、地質、湧水等の状況、施工上の制約等）設計図書に示された条件と一致しない場合は資料を添付して通知し、確認をもとめていることが確認できる。	
⑤ 施工途中において、施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合は、状況が説明出来る資料を添付して通知し協議していることが確認できる。	
⑥ 事前測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用基準点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認し測量結果を提出していることが確認できる。	
⑦ 施工規模、施工内容を検討し仮BM、多角点の設置をしていることが確認できる。 設置箇所について、写真、平面図等で報告していることが確認できる。	
⑧ 用地幅杭、境界を確認し必要に応じ境界の復元、保護を行っていることが確認できる。	
⑨ 基準点の点検を定期的に行い、測量器械の点検も併せて行っていることが確認できる。	
⑩ 安定計算のチェックを必要に応じ実施し、報告されている事が確認できる。	

項目	評価方法事例・解説																		
(2) 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、該計画書の内容及び実績条件を反映したものとなることが確認できる。																			
① 施工前に施工計画書を提出し、施工計画書に所定の項目が記載され、かつ現場に対応した独自性、具体性を持っている。 ② 総合評価方式の技術提案で甲が承認した内容について、施工計画書に記載されている。																			
【ICT活用工事の場合】																			
③ 「使用機械」において、ICT対応の機械が記載されているか。 ④ 「施工方法」において、起工測量、3次元設計データの作成、ICT建設機械の日常点検等について記載されているか。 ⑤ 「施工管理計画」において、ICTを活用し出来形計測を行う箇所の出来形管理基準及び規格値、出来形管理写真基準が土木工事施工管理基準に基づき記載されているか。 ⑥ 使用する機器(UAV、TLS等)のカタログは添付されているか。 ⑦ 使用する機器(UAV、TLS等)は、下表の計測性能や測定精度を有し、適正に保守点検が行われている機器か。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用機器等</th> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>確認資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デジタルカメラ UAV</td> <td>計測性能 保守点検</td> <td>・地上画素寸法が1cm/画素以内 ・製造元の保守点検（1回/年以上）</td> <td>・製造元カタログ、機器仕様書 ・製造元の保守点検記録</td> </tr> <tr> <td>TLS</td> <td>保守点検</td> <td>・製造元の定期点検</td> <td>・製造元による機器の定期点検等の記録（試験成績書や検査成績書）</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>機能の有無</td> <td>・GPS測位データを読み取るソフトウェア ・写真測量ソフトウェア ・点群処理ソフトウェア ・山形市測量用工具ノドソフツウェアなど</td> <td>・製造元カタログ、ソフトウェア仕様書</td> </tr> </tbody> </table>				使用機器等	確認項目	確認内容	確認資料	デジタルカメラ UAV	計測性能 保守点検	・地上画素寸法が1cm/画素以内 ・製造元の保守点検（1回/年以上）	・製造元カタログ、機器仕様書 ・製造元の保守点検記録	TLS	保守点検	・製造元の定期点検	・製造元による機器の定期点検等の記録（試験成績書や検査成績書）	ソフトウェア	機能の有無	・GPS測位データを読み取るソフトウェア ・写真測量ソフトウェア ・点群処理ソフトウェア ・山形市測量用工具ノドソフツウェアなど	・製造元カタログ、ソフトウェア仕様書
使用機器等	確認項目	確認内容	確認資料																
デジタルカメラ UAV	計測性能 保守点検	・地上画素寸法が1cm/画素以内 ・製造元の保守点検（1回/年以上）	・製造元カタログ、機器仕様書 ・製造元の保守点検記録																
TLS	保守点検	・製造元の定期点検	・製造元による機器の定期点検等の記録（試験成績書や検査成績書）																
ソフトウェア	機能の有無	・GPS測位データを読み取るソフトウェア ・写真測量ソフトウェア ・点群処理ソフトウェア ・山形市測量用工具ノドソフツウェアなど	・製造元カタログ、ソフトウェア仕様書																
⑧ 使用するソフトウェアのカタログは添付されているか。 ⑨ UAVを使用する場合、撮影コース、飛行高度、フットノット（逆行方向最低30%、騎乗方向最低60%）がわかる撮影計画か。 ⑩ UAVを使用する場合、計画した飛行高度における地上画素寸法は1cm/画素以内であるか。（参考：出来形計測では1cm/画素以内、起工測量・岩線計測では2cm/画素以内、部分払出来高では3cm/画素以内） ⑪ UAVを使用し、航空法に基づく許可が必要な場合、飛行マニュアル、許可書、許可期間、飛行日が確認できるか。																			
(3) 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる																			
① 主な工種について施工計画書と現場施工方法が一致していることが写真等で確認できる。 ② 施工手順が記載されている。 ③ コンクリート打設方法等が一致している。																			
(4) 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。																			
① 工種、工期、施工方法の変更及び追加があった場合、事前に施工計画書の変更を行っていることが確認できる。 ② 指示書による工法変更等があった場合、変更施工計画書が提出されている。 ③ 材料確認願、材料承諾願が、事前に提出されていることが確認できる。 (使用実績一覧表を打合記録簿に協議していることが確認できる。) ④ 契約書18条第1項第4号、5号に該当する事項があった場合、施工前に打合簿等により施工方法等を協議していることが確認できる。																			

項目	評価方法事例・解説
(5) 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。	<p>① 鉄筋の下に枕木、盤木等を適切に配置し、鉄筋下の空間を保っていることが、写真で確認できる。</p> <p>② 野外に保管の場合、雨水等の進入等を防止するため、シートを充分に重ね合わせて覆っていることが確認できる。また、シート下の材料が目視、黒板等により確認できる。</p> <p>③ 二次製品は整然と置かれていることが写真で確認できる。</p> <p>④ 塗料を直射日光を受けない場所で保管している。</p>
(6) 立会確認の手続きを事前にに行っていることが確認できる。	<p>① 施工計画書に段階確認計画（項目・時期・点検項目）及び立会計画が記載されている。</p> <p>② 立会願（様式3-2）、段階確認願（様式3-5）を事前に提出していることが確認できる。</p> <p>③ 立会結果、段階確認の結果をわかりやすく整理し、写真についても説明しやすいよう整理し提出していることが確認できる。</p>
(7) 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。	<p>① 再生資源利用（促進）計画を所定の様式で作成（項目、数量）され施工計画書に含め提出されていることが確認できる。</p> <p>② 再生資源利用（促進）実施書を工事完了後速やかに監督員に提出していることが確認できる。</p> <p>③ 産廃の運搬業者及び処理業者の契約書・許可証が整備されている。</p> <p>④ 産廃の計量伝票の原本が付いている。</p> <p>⑤ 産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることが確認できる。</p> <p>⑥ マニフェストE表の積載重量が適正に記載されていることが確認できる。</p> <p>⑦ 建設資材廃棄物の引渡し完了報告書が提出されている。</p>
(8) 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。	<p>①『工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書』が契約後速やかに提出されていることが確認できる。（下請負状況の変更があった場合を含む。）</p> <p>② 施工体制台帳を作成し現場に備え付けるとともに写しを監督員に提出、施工体系図を作成し公衆が見やすい場所に掲示するとともに監督員に写しを提出。変更があった場合はその都度、監督員に提出されていることが確認できる。</p> <p>③ 下請負契約書（または注文書+請書+契約約款、2次以下の下請け含む）、工事費内訳書、建設業許可証、再下請通知書、主任技術者の資格・所属等が整理されている。</p> <p>④ 下請に付する場合、要件の満たしていることが確認できる。 （共通仕様書1～7の要件）</p> <p>⑤ 常駐、専任状況が、施工体制台帳、建退共の出面表等で確認できる。</p> <p>⑥ 暴力団排除に関する特約に従い、物品購入を含む200万円以上の下請契約について契約前に誓約書が提出されいることが確認できる。（特約条項の履行）</p>
(9) 現場代理人・監理（主任）技術者が施工計画や工事工程を把握し、出来形・品質管理等の施工管理、資料作成・整理に主体的に関わっていることが確認できる。	<p>① 施工計画書、工事工程表、材料確認願、材料承諾願及び施工管理等に代理人の確認印が確認できる。</p> <p>② 檢査時の説明を通して施工管理に主体的に関わってきていることが確認できる。</p>
(10) 過積載防止の取り組みを行っていることが確認できる。	<p>① 施工計画書に過積載防止対策（搬出、搬入、特車）が具体的に記載されている。</p> <p>② 写真及び資料等により過積載防止策が実施されていることが確認できる。</p> <p>③ 車両総重量及び積載重量が基準値を超えていないことが伝票・整理表で確認できる。 （各車ごとに、積載可能量を車検証総重量から実測空車重量を控除して求め、この値をもとに積載管理目標値をセットして、計画から実施まで過積載防止策に取組んでいる）</p> <p>④ 車両制限令における一般制限値を超える車両を通行させる場合は、①施工計画書に一般制限値を超える車両を記載し提出していること、②通行許可書の写しで許可を得ていることが確認できる。③許可条件の確認を出発時点、走行途中、現場到着時の写真を撮影し確認している。また、許可条件が夜間の場合車両通行記録計の写しを整理している。</p>

項目	評価方法事例・解説														
(11) 建設業退職金共済証紙が適切に配布され管理されていることが確認できる。															
① 振込受納書が契約締結後 1ヶ月以内に提出されている。 ② 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識が写真で確認できる。 ③ 証紙の配布を受払い簿等により適切に管理している。 ④ 未加入の下請業者に対し適切に加入要請を行っている（自社退職金制度の確認含む） ⑤ 手帳保有の有無を確認の上、未保有者に対し取得手続き指導・援助を行っている。															
(12) 工事の関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。															
① 出来形管理資料、品質管理資料、工事記録写真、工事関係図書全般（指示書、協議書、報告書、承諾書等）が過不足なく整備されている。 ② 特記仕様書に示されている書類等が過不足なく提出されている。 ③ 総合評価で提案した内容を実施した資料が整備されている。 ④ 特定建設作業届等（他法令を含む）が法令に従い提出されていることが確認できる。															
【ICT活用工事の場合】															
【ICT活用工事の検査】															
⑤ 希望型の場合、ICT活用工事計画書が提出されているか。 ⑥ 具体的な対象範囲及び使用機器等が示され、監督員の確認を受けているか。															
【三次元設計データアーチエノケンートの確認】															
⑦ 3次元設計データが設計図書等を基に正しく作成されていることがチェックシートにより確認できるか。また、根拠資料が提出されているか。															
【カメラキャリブレーション及び精度確認試験結果報告書の把握】															
⑧ 飛行毎にカメラキャリブレーション及び精度確認試験結果報告書が提出されているか。 ⑨ 下表の測定精度を満たす結果であることが確認できるか。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>確認資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>UAV</td> <td>測定精度</td> <td>起工測量：±10cm以内 出来形計測：±5cm以内</td> <td>・カメラキャリブレーション及び精度確認試験結果報告書</td> </tr> <tr> <td>T-L.S</td> <td>測定精度</td> <td>起工測量：±10mm以内 出来形計測：±20mm以内</td> <td>・精度確認試験結果報告書</td> </tr> </tbody> </table>				使用機器	確認項目	確認内容	確認資料	UAV	測定精度	起工測量：±10cm以内 出来形計測：±5cm以内	・カメラキャリブレーション及び精度確認試験結果報告書	T-L.S	測定精度	起工測量：±10mm以内 出来形計測：±20mm以内	・精度確認試験結果報告書
使用機器	確認項目	確認内容	確認資料												
UAV	測定精度	起工測量：±10cm以内 出来形計測：±5cm以内	・カメラキャリブレーション及び精度確認試験結果報告書												
T-L.S	測定精度	起工測量：±10mm以内 出来形計測：±20mm以内	・精度確認試験結果報告書												
【数量算出の協議】															
⑩ 平均断面法以外の方法で数量計算を行う場合、数量計算方法について事前に監督員と協議を行っている。 ⑪ 「OTHERS」フォルダに3次元データ等の電子成果品が格納されていることが確認できる。															

項目	評価方法事例・解説
(13) 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	
[全般]	
① 自社管理基準値を施工計画書に記載し、その値で管理を行っている。	
[自社管理基準値の場合]	
① 施工計画書に自社管理の基本方針を具体的に記載している。 i.) 自社管理基準を設けた目的 ii.) 自社管理項目と目標値及びその設定の考え方 iii.) 自社管理目標値内に収めるための管理の工夫 iv.) 自社管理基準を超えた場合の対応	
② 施工計画書に記載された自社管理基準値に基づき、管理していることが確認できる。	
③ 自社管理基準値を概ね達成していることが確認できる。	
[自社管理規格値の場合]	
① 施工計画書に自社管理の基本方針を具体的に記載し、規格値の設定が効果的であることが確認できる。 i.) 自社管理規格値を設けた目的 ii.) 自社管理項目と規格値及びその設定が当該現場の施工管理にとっての効果 • 設定に余裕がありすぎないか • 上下限設定を行う効果があるか • その他	
② 施工計画書に自社管理規格値を達成するための具体的な方法とリスク回避の方法が記載されており、その達成のための取組みが写真等で確認できる。	
③ 施工計画書に社内検査の具体的な内容が記載されており、実施していることが確認できる。	
④ 施工計画書に自社管理規格値が達成できなかた場合の具体的な措置が記載されており、適切に対処していることが確認できる。	
⑤ 自社管理規格値を達成していることが確認できる。	
(14) 施設台帳等を整理していることが確認できる。	
① 施設台帳チェックリストが施工計画書に添付されていることが確認できる。	
② 監督員と協議し作成されていることが確認できる。	
③ 監督員の検査に合格している。または、必要に応じ修正作業を行っていることが確認できる。	
(15) その他	
① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。	

2. 出来形及び出来ばえ（出来形）

(1) 土木工事

項目	評価方法事例・解説
(1) 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。	① 管理図（目的により各種管理図を作成）又はヒストグラムを作成し管理していることが確認できる。
(2) 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	① 施工計画書に自社管理の基本方針を具体的に記載している。 i) 自社管理基準を設けた目的 ii) 自社管理項目と目標値及びその設定の考え方 iii) 自社管理目標値内に収めるための管理の工夫 iv) 自社管理基準を超えた場合の対応 ② 成果表、管理図に自社管理基準値を記載し管理していることが確認できる。 ③ 工程管理図を順次作成し、その途中において自社管理基準値との点検を行い、その結果により施工方法等の見直しを行っていることが確認できる。 ④ 社内管理基準値を概ね達成していることが確認できる。
(3) 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。	① 施工後見えなくなる部分（監督職員等が臨場した箇所は除く）の出来形写真を管理基準に基づき整理していることが確認できる。 ② 段階確認（出来形関係）がもれなく実施され、結果が整理され結果が良好であった。
(4) 写真管理基準の管理項目を満足している。	① 写真管理計画が写真管理基準（施工管理基準）に基づき計画されていることが確認できる。 (撮影箇所一覧表、品質管理写真撮影箇所一覧表、出来形管理写真撮影箇所一覧表) → 写真管理計画は出来形写真を確認する。 ② 上記の写真管理計画に基づき撮影されていることが確認できる。
(5) 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	① 出来形管理基準が定められていないが出来形管理に有意性のある項目について、監督員と協議し管理していることが確認できる。
(6) その他	① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。

(2) 機械設備工事

項目	評価方法事例・解説
(1)	据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ①全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。
(2)	設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ①全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ②許容値と実測値が明確に確認できかつ範囲内に入っていることが確認できる場合は評価「レ」する。
(3)	施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ①全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ②撮影項目、時期及び頻度が、写真管理基準を満足していることが確認できる場合は評価「レ」する。
(4)	設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ①施工管理基準及び規格値が定められていない管理項目がある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。
(5)	不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ①不可視部分（監督職員等が臨場した箇所は除く）の撮影において、出来形が確認できるよう注意して撮影していることが確認できる場合は評価「レ」する。
(6)	塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ①測定器の種類や施工時の外気温、湿度が記載され、塗装膜厚管理が規定のとおり管理されていることが確認できる場合は評価「レ」する。
(7)	溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ①溶接前外観寸法管理や溶接後外観寸法管理が規定のとおり管理されていることが確認できる場合は評価「レ」する。
(8)	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ①全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ②施工管理基準より厳しい社内管理基準に基づき管理していることが確認できる場合は評価「レ」する。
(9)	設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。 ①共通仕様書、特記仕様書、承諾図書等にて記載された予備品リストについて、全てが確認できる場合は評価「レ」する。
(10)	分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が医表等に記録していることが確認できる。 ①分解整備がある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ②整備前後の劣化及び回復状況が明確に記載されていることが確認できる場合は評価「レ」する。
(11)	その他 ①評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。

(3) 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事

項目	評価方法事例・解説
(1) 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。	<p>① 据付調整がある工事を対象とし、工場製作のみの工事は評価対象項目から削除する。 ② 工事規模が小さい場合などにおいて、出来高管理図で管理できるときは、出来高管理表の提出は省略できる。</p>
(2) 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。	<p>① 機器及び機器を構成する部品等がある工事を対象とし、それ以外の工事は評価対象項目から削除する。 ② 管理図表など（工場試験成績表及び現地試験成績表）の作成に当たり、設計図及び仕様書に基づく測定（試験）項目に不足が無く、設計値、実測値及びその差が適切に整理されていることを確認。なお、機器が市場流通品の場合は工場試験成績表の提出は現地試験成績表のみとし、省略できる。</p>
(3) 写真管理基準の管理項目を満足している。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 工事の進捗及び施工状況が工事写真管理基準に基づき当該箇所が写真撮影されていることを確認。</p>
(4) 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。	<p>① 不可視部分の出来形が無い工事については評価対象項目から削除する。 ② 工事の進捗及び施工状況が工事写真管理基準に基づき当該箇所が写真撮影されていることを確認（監督職員等が臨場した箇所は除く）。</p>
(5) 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	<p>① 新たな管理項目の設定を必要としない工事については評価対象項目から削除する。 ② 当該工事に必要な管理基準が、監督職員と協議の上で施工計画書に反映していることを確認。</p>
(6) 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。	<p>① ソフトウェア作成等の出来形として管理できない工事については評価対象項目から削除する。 ② 電気設備工事出来形管理基準に基づく基準値内で、比較的良好な値であることを確認。</p>
(7) 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書とのおり施工していることが確認できる。	<p>① 設備の据付調整が無い工事については評価対象項目から削除する。 ② 設備の据付が設計図書又は承諾図書とおりに施工され、外観上の問題も無く仕上がりがよい状態を確認。</p>
(8) 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。	<p>① 配管及び配線が無い工事については評価対象項目から削除する。 ② 設計図書又は承諾図書に基づき整然と見た目もよく工夫をもって施工されていることを確認。</p>
(9) 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。	<p>① 配線施工の無い工事については評価対象項目から削除する。 ② マンホール、ハンドホールその他の要所に、回路種別や行先等が分かり易く表示されたケーブルの行先表示札が、堅固に取付けられていることを確認。</p>
(10) 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<p>① 配管、配線の施工が無い工事については評価対象項目から削除する。 ② 配管、配線の支持間隔や絶縁抵抗値が規格値を満足していることを品質・出来形管理図表等で確認。</p>

項目	評価方法事例・解説
(11) 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	<p>① 全ての工事を対象とし、評価対象項目から削除しない。 ② 社内基準を設定しているだけでなく、その基準内に収めるための管理の工夫や社内基準を超えた場合の対応などを明記していることが必要。 ③ 施工計画書等に記載された社内の管理基準に基づき、管理していることを確認。</p>
(12) その他	<p>① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。</p>

3. 出来形及び出来ばえ（品質・出来ばえ）

(1) コンクリート構造物工事

① 品質

項目	評価方法事例・解説
(1) コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。	<p>① JISマーク表示認証工場で製造されたJIS A5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比および呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートは必要に応じ配合に臨場し、製造会社の材料試験成績表、配合表を保管していることが確認できる。</p> <p>② すでに使用実績のあるコンクリートを使用する場合は、品質管理データーが確認できる他の公共工事の示方配合表を監督職員に提出し、承諾を得ていることが確認できる。</p> <p>③ 試験練りを行う場合、配合試験を行い、スランプ、空気量、塩化物のイオン量、圧縮強度配合（単位水量及び水セメント比）等の所要の仕様を満足する示方配合表により監督職員の承諾を得ていることが確認できる。（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。）</p> <p>④ 水セメント比（W/C）が、鉄筋コンクリート5.5%以下、無筋コンクリート6.0%以下コンクリート中の塩化物量（CL-）が、許容塩化物量0.30kg/m³以下となっていることが確認できる。</p>
(2) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。	<p>① コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A5308（レディーミクストコンクリート）により実施しているか。生産者等に検査のための試験を代行させる場合はその試験に臨場していることが確認できる。</p> <p>② コンクリートの品質管理について、打設量、打設時期、打設方法等を検討し適切な品質管理計画を策定していることが確認できる。</p> <p>③ レディーミクストコンクリートの受け入れ検査は、スランプ試験、空気量測定、塩化物総量規制、圧縮強度試験について行われ、規格値を満足していることが確認できる。</p> <p>④ 1日あたりコンクリート種別ごとの打設量が100m³以上となる工事では、『レディーミクストコンクリート単位水量測定要領』に基づき測定計画を策定し、計画に基づき2回/日の測定を行い対応していることが確認できる。（管理値、指示値の対応）</p>
[暑中コンクリート]	<p>① 日平均気温が25°Cを超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行っており、また、コンクリートの温度測定を行い管理していることが確認できる。</p>
[寒中コンクリート]	<p>① 日平均気温が4°C以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行っており、また、コンクリートの温度測定を行い管理していることが確認できる。</p>
(3) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。	<p>① 強度試験時に現場代理人や主任技術者の立会及び計器と看板の数字が入った写真が整備されている。</p> <p>② 採取時においては、写真に現場風景を入れ、同時に工事名、工種、配合、打設日、署名を記した記録紙等を供試体に埋め込み、当該現場の供試体であることが確認できること。</p>

項目	評価方法事例・解説
(4) 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締め固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)	<p>[全般]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリートの打設高さが施工計画書に記載されていることが確認できる。 ② 打設計画書を作成し、適切な打設高さを設定するとともに、運搬時間、打設時の気温・コンクリート温度管理計画、投入高さ、締固計画、気温に適した打ち込み・打ち重ね時間が明記されていることが確認できる。 ③ コンクリートの打設作業が、打設計画書に従い施工されていることが確認できる。 ④ 繰り混ぜてから打ち終わるまでの時間が、外気温が25°Cを超える場合で1.5時間以内、25°C以下の場合で2時間以内となっていることが確認できる。 ⑤ コンクリートの打込みを日平均気温が4°Cを超え25°C以下の範囲に予想されるときに実施していることが確認できる。 ⑥ シート、ポンプ配管、バケット、ホッパー、セントルの開口部等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下となっていることが確認できる。 ⑦ 許容打ち重ね時間間隔が、外気温が25°Cを超える場合は2.0時間以内となっていることが確認できる。 ⑧ 許容打ち重ね時間間隔が、外気温が25°C以下の場合は2.5時間以内となっていることが確認できる。 ⑨ コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、バイブレータ間隔50cm以下、1箇所あたりの振動時間5~15秒程度で速やかにコンクリートを締め固めていることが確認できる。 ⑩ コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めていることが確認できる。 <p>[暑中コンクリート]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日平均気温が25°Cを超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行っており、打設時のコンクリート温度を、35°C以下にするため適切な管理をしていることが確認できる。 ② 遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載している。 <p>[寒中コンクリート]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日平均気温が4°C以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行っており、打ち込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5°C~20°Cの範囲に保っていることが確認できる。 <p>(5) コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 型枠・支保工の取外し時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、配合、強度管理、打設条件等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を施工計画書に記載していることが確認できる。 ② コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取り外していないことが確認できる。 ③ 型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修していることが確認できる。 ④ 型枠・支保工の取外し前に、構造物と同じ状態で養生したコンクリート供試体の圧縮強度を確認し、取外しを行っていることが確認できる。

項目	評価方法事例・解説
(6) コンクリートの打設前に、打離ぎ目処理を適切に行ってていることが確認できる。	<p>① 設計書に定められていない打離ぎ目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないよう計画し監督員と協議していることが確認できる。</p> <p>② 打離ぎ目を、剪断力の小さい位置に設け、打離ぎ面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工されている。また、やむを得ずせん断力の大きい位置に打離ぎ目を設ける場合は、ほどまたは溝を造るか、鋼材を配置して補強していることが確認できる。</p> <p>③ 硬化したコンクリートに、新コンクリートを打離ぐ場合は、その打込み前に型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイタス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雜物などを取り除き吸水させている。また、構造物の品質を確保するため必要と判断した場合は、旧コンクリートの打設面をワイヤブラシで表面を削り粗にして十分吸水させ、セメントベースト、モルタルなどを塗った後、打離いでいることが確認できる。</p> <p>④ スラブと一体となるハンチは、床組と連続してコンクリートを打設していることが確認できる。</p>
(7) 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。	<p>① 加工工場または現場納入時の鉄筋や鋼材について、その外観及び品質規格証明書（ミルシート及びタグ）等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出していることが確認できる。（主要構造部材に使用される鋼材のミルシートについて検査時に提出）</p> <p>② ミルシートの写しについては、その写しが当該鋼材と整合していることを保証する者の氏名、捺印及び日付がついていることが確認できる。</p> <p>③ 使用量が少量の場合は、現場におけるロールマークの写真により、品質を確認することが出来る。</p>
(8) コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。	<p>① 鉄筋組立て前及び組み立て後コンクリートを打ち込む前にこれを清掃し、表面に浮き錆、どろ、油、ベンキ等有害な物質が付着していないか、コンクリート打設前に鉄筋の位置のずれが無いことを確認していることが資料により確認できる。</p>
(9) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<p>① ピッチ、配置、かぶりなどが、設計図書の仕様を満足していることが段階確認資料や非破壊試験等により確認できる。</p> <p>② 施工前に設計書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認し、不備を発見したときは監督員と協議していることが確認できる。</p> <p>③ 現場加工においては、鉄筋を常温で加工していることが確認できる。（やむを得ず熱して加工する場合は、現地試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認している）</p> <p>④ 設計図書に示されていない鋼材（組立用鉄筋など）を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4／3以上としていることが確認できる。</p> <p>⑤ かぶり厚については、最も外側に配置する鉄筋の純かぶりが確認できる写真にて、設計条件の最小かぶり厚が確保されていることが確認できる。（スペーサーの確認）</p> <p>⑥ 鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結していることが確認できる。</p> <p>⑦ 設計図書に明示した場合を除き、継手の配置が同一断面に集中していないことが確認できる。また、継手位置を輪方向に相互にすらす距離が、継手長さに鉄筋直径の2.5倍をえた長さ以上となっていることが確認できる。</p> <p>⑧ 将来の離ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護していることが確認できる。</p> <p>⑨ 図面に定めた位置に鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう堅固に組み立てていることが確認できる。</p> <p>⑩ 鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしていることが確認できる。</p> <p>⑪ 終点の処理を確実に行っている（内側に折り込んでいる）ことが確認できる。</p>

項目	評価方法事例・解説
(10) 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。	<p>① ガス圧接に従事する技術者が、該当する試験の技量を有すること確認し、資格証明書をあわせて確認している。</p> <p>② 圧接工は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験と同等の技量を有する技術者本人が行っていることが確認できる。</p> <p>③ 自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者本人が行っていることが確認できる。</p>
(11) コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<p>[全般]</p> <p>① コンクリートの養生について、気象等を考慮した養生計画が具体的に計画されていることが確認できる。</p> <p>② 温度制御養生を行う場合、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して養生方法を施工計画書に記載していることが確認できる。</p> <p>③ コンクリートがある程度硬化したら露出面を養生用マット、ぬらした布等でこれを覆うか、または散水、湛水を行い、其通仕様書に定められた期間、常に湿润状態を保っていることが確認できる。（表1-3-6の期間、常に湿润状態であることが確認できる。）</p> <p>[屋内エクレート]</p> <p>① コンクリート打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分に十分吸水させていることが確認できる。</p> <p>② コンクリートの打設後速やかに、コンクリートの表面を乾燥から保護するために散水、シート養生等を行っていることが確認できる。</p> <p>[寒中エクレート]</p> <p>① 打ち込み時のコンクリートの温度が、5°C～20°Cの範囲に保たれていることが確認できる。</p> <p>② コンクリートの養生温度が表1-3-7の期間中5°C以上に保たれ、表1-3-7の養生期間後、さらに2日間は0°C以上に保たれていることが確認できる。（この期間も湿润養生）</p> <p>③ 打ち込まれたコンクリートは露出面が外気に長時間さらされることのないように打設後直ちにシート等で養生していることが確認できる。</p>
(12) スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<p>① コンクリート製あるいはモルタル製で、本体コンクリートと同等以上の品質のもの、もしくは監督職員の承諾を得たものであることが確認できる。</p> <p>② 構造物の側面で2個以上・／m²、底面で4個以上・／m²設置していることが確認できる。</p>
(13) 有害なクラック、損傷が無い。	<p>① 重要な場所に、目でわかるクラックが無い。（0.2mm未溝）</p> <p>② 構造物の規模により、クラック調査を計画し実施していることが確認できる。</p> <p>③ 調査結果に基づき、必要な補修を行っていることが確認できる。 （補修について協議を行い、0.2mm以上のクラックについて補修が完了している。）</p>
(14) 施工基面の整形、清掃、湧水・潜水処理が適切に実施されていることが確認できる。	<p>① 工事写真で確認できる</p>
(15) 支持地盤の地耐力が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<p>① 設計条件を把握している。</p> <p>② 工事写真で性状を確認でき、定性的に設計条件を満足している。</p> <p>③ 平板載荷試験あるいはキャスボル等で地耐力を求めており設計条件を満足していることが確認できる。</p>

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1) コンクリート構造物の表面状態が良い。	
① 気泡等がほとんど無く、表面がきれいに仕上がっている。	
(2) コンクリート構造物の通りが良い。	
① 直線は出入りが無く、曲線は滑らかで凹凸が無い。	
(3) 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。	
① 角は面取りが丁寧に施工されており、面は平滑に、目地もすっきりと仕上がっている。	
(4) クラックが無い。	
① 重要な場所に、目でわかる程度がない。(0.2mm未満)	
② クラック補修について協議を行い、0.2mm以上のクラックについて補修が完了している。	
(5) 漏水が無い。	
① 構造物の目地部分の止水板が正確に施工され、当該部分からの漏水が無い。	
(6) 全体的な美観が良い。	
① 構造物全体の印象が良く、色合い等も良く、美しく感じられる。	

(6) 補装工事

① 品質

i) 路床・路盤工関係

項目	評価方法事例・解説
(1) 計画図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。	<p>① 設計書に示す支持力が得られない場合、CBR試験を行い協議していることが確認できる。</p> <p>② 路盤材について、修正CBR試験を行い最適含水比を確認して管理していることが確認できる。</p> <p>③ 路床安定処理において、必要に応じ現場CBR試験を実施し管理していることが確認できる。</p>
(2) 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。	<p>① ブルーフローリングを全面、全区間で実施していることが段階確認の報告で確認できる。</p>
(3) 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<p>① 路床盛土の現場密度試験が実施され、規格値以内である。（規格値95%以上、1,500m³以下3回、500m³につき1回 RIの場合は規格値97%）</p> <p>② 下層路盤、上層路盤の現場密度試験が実施され、規格値以内である。（規格値93%以上、3,000m³以下3個、3,000m³～10,000m³ 10個）</p>
(4) 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。	<p>① スタビライザー又はスケルトン型のバケットを使用していることが確認でき、また混合むらが無いことが確認できる。</p> <p>② 下層路盤：一層仕上がり厚30cm以下、最適含水比付近の締固め、締固め時間は混合後2時間以内であることが確認できる。</p> <p>③ 上層路盤：最小厚さ10cm以上、最大厚さ20cm以下、締固め時間は混合後2時間以内であることが確認できる。</p>
(5) 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。	<p>① 施工状況写真で浮き石等有害物が無いことを確認できる。</p>
(6) 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。	<p>① トンボ等を設置し、仕上がり厚を20cm以下で施工している施工状況写真で確認できる。</p>
(7) 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。	<p>① 施工状況写真で狭隘箇所の施工を適切（仕上がり厚20cm以下）に行っていることを確認できる。</p>
(8) その他（路床安定処理において、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上げていることが確認できる。）	<p>① 適切な混合機械を用い、均等に混合し最適含水比付近で締固めていることが確認できる。</p> <p>② 混合むらが無いことが確認できる。</p> <p>③ 路床安定処理の現場密度試験が実施され、規格値以内である。（規格値は設計図書による、参考路床盛土の規格95%以上、1,500m³以下3回、500m³につき1回 RIの場合は規格値97%）</p>

ii) アスファルト舗装工関係

項目	評価方法事例・解説
(1) アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。	<p>①事前審査で承認された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物總括表）の写しが提出されていることが確認できる。</p> <p>②事前審査以外の場合は、共3-79に示す材料の試験結果が事前に提出されている。（ただし、これまでに使用実績のあるものを用いる場合には、その試験結果表を監督員が承認した場合は、試験結果の提出を省略できる。）</p> <p>③共3-79に示す、品質を示す資料が提出されている。また、製造後60日を経過した材料について、品質が規格に適合するか確認されている。</p>
(2) 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。	<p>①施工状況写真で浮き石等有害物が無いことを確認できる。</p>
(3) プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。	<p>①温度管理が適正と認められる。</p> <p>i) 加熱アスファルト安定混合物の排出時の温度について承認を得ており、その変動値が±25°の範囲内であること。</p> <p>ii) 敷きならした時の温度が110°C以上であること。 (最適締固め温度を考慮し、到着温度、締固時の温度が計画管理がされている。) (排水性舗装、透水性舗装の温度は140~160°C)</p> <p>iii) 温度記録（午前午後各2回）及び写真が管理されている。</p>
(4) 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。	<p>①開放時の温度が適正な温度（舗装表面温度50°C以下）になっている。</p>
(5) 各層の縫ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。	<p>①セメント安定処理、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層の縫維目の位置を15cm以上、横縫目の位置を1m以上ずらして施工されていることが確認できる。</p> <p>②表層及び基層及びアスファルト安定処理層の縫維目を車両走行直下をずらして設置している。表層の縫維目は原則として、レーンマークに合わせている。</p> <p>③オーバーレイ工（切削オーバーレイ時を含む）の縫織目の位置を、既設舗装の縫目の位置を考慮し決定している。</p>
(6) 縫織目及び横縫目、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<p>①縫織目、横縫目、構造物との接合面に沥青材料が薄く塗布されている。</p>
(7) アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。	<p>①気温や降雨時の対応計画が策定されている。</p> <p>②気温が5°C以下のときに施工していない。</p> <p>③雨が降り出した場合、敷き均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締め固めて仕上げを完了している。</p>
(8) 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<p>①アスファルトの現場密度試験が実施され、密度が規格値内であることが確認できる。 (規格値94%以上かつ平均値以上)</p> <p>②透水性舗装においては、透水性試験を行っており、規格値以上であることが確認できる。</p>
(9) その他	<p>①（例）乳剤（プライコート、リッカート）の塗布量が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。）</p>

III) コンクリート舗装工関係

項目	評価方法事例・解説
(1)	<p>コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。</p> <p>① JISマーク表示認証工場で製造されたJIS A5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比および呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートは配合に臨場し、製造会社の材料試験成績表、配合表を保管していることが確認できる。</p> <p>② すでに使用実績のあるコンクリートを使用する場合は、品質管理データーが確認できる他の公共工事の示方配合表を監督職員に提出し、承諾を得ていることが確認できる。</p> <p>③ 試験練りを行う場合、配合試験を行い、スランプ、空気量、塩化物のイオン量、圧縮強度配合（単位水量及び水セメント比）等の所要の仕様を満足する示方配合表により監督職員の承諾を得ていることが確認できる。（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。）</p> <p>④ 水セメント比（w/c）が、鉄筋コンクリート5.5%以下、無筋コンクリート6.0%以下コンクリート中の塩化物量（CL-）が、許容塩化物量0.30kg/m³以下となっていることが確認できる。</p>
(2)	<p>舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p>① 施工状況写真で浮き石等有害物が無いことを確認できる。</p>
(3)	<p>コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</p> <p>① コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A5308（レディーミクストコンクリート）により実施しているか。生産者等に検査のための試験を代行させる場合はその試験に臨場していることが確認できる。</p> <p>② コンクリートの品質管理について、打設量、打設時期、打設方法等を検討し適切な品質管理計画の策定が実施されていることが確認できる。</p> <p>③ レディーミクストコンクリートの受け入れ検査は、スランプ試験、空気量測定、塩化物総量規制、単位水量測定、圧縮強度試験、曲げ強度試験について行われ、規格値を満足していることが確認できる。（コンクリートの曲げ強度4.5MPa）</p> <p>[暑中コンクリート] コンクリートの打設温度が30°Cを超える場合</p> <p>① 日平均気温が25°Cを超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行っており、また、コンクリートの温度測定を行い管理していることが確認できる。</p> <p>[寒中コンクリート] 日平均4°C以下、舗設後6日以内に0°Cとなることが予想されるとき</p> <p>① 日平均気温が4°C以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行っており、また、コンクリートの温度測定を行い管理していることが確認できる。</p>
(4)	<p>圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>① 強度試験時に現場代理人や主任技術者の立会及び計器と看板の数字が入った写真が整備されている。</p> <p>② 採取時においては、写真に現場風景を入れ、同時に工事名、工種、配合、打設日、署名を記した記録紙等を供試体に埋め込み、当該現場の供試体であることが確認できること。</p>

項目	評価方法事例・解説
(5) 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。	<p>①練り混ぜてから打ち終わるまでの時間が、外気温が25°Cを超える場合で1.5時間以内、25°C以下の場合で2時間以内となっていることが確認できる。</p> <p>②コンクリートの打込みを目平均気温が4°Cを超え25°C以下の範囲に予想されるときに実施していることが確認できる。</p> <p>③コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき打設作業を行っていることが確認できる。</p> <p>④シート、ポンプ配管、バケット、ホッパー、セントルの開口部等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下となっていることが確認できる。</p> <p>⑤許容打ち重ね時間間隔が、外気温が25°Cを超える場合は2.0時間以内となっていることが確認できる。</p> <p>⑥許容打ち重ね時間間隔が、外気温が25°C以下の場合は2.5時間以内となっていることが確認できる。</p> <p>⑦コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、バイブレーター間隔50cm以下、1箇所あたりの振動時間5秒～15秒程度で速やかにコンクリートを締め固めていることが確認できる。</p> <p>⑧所定の強度になるまで、日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重並びに衝撃等有害な影響を受けないよう養生されたことが確認できる。</p> <p>i) 養生期間は原則試験によって定める。(曲げ強度が配合強度の70%以上となるまで)</p> <p>ii) 圧縮強度5MPa、曲げ強度1MPaになるまで凍結しないよう保護している。</p>
[暑中コンクリート]	<p>①目平均気温が25°Cを超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行っており、打ち込み時のコンクリート温度は35°C以下であることが確認できる。</p>
[寒中コンクリート]	<p>①目平均気温が4°C以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行っており、打ち込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5°C～20°Cの範囲に保っていることが確認できる。</p>
(6) 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。	<p>①コンクリートをスプレッダを使用し分離しないよう敷均していることが確認できる。</p> <p>②人力施工箇所は、型枠に沿った所から『スコップ返し』をしながら所要の高さに仕上げる。</p> <p>③コンクリートフィニッシャを使用し締め固めていることが確認できる。</p> <p>④フィニッシャの使えないところは、平面バイブルータ、棒状バイブルータで十分締め固めていることが確認できる。</p>
(7) チェアーやタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。	<p>①保管状況写真により確認できる。</p> <p>②種目の施工状況の写真により確認できる。</p>

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1) 補装の平坦性が良い。	① 3mフローフィルトナー (a) 2.4mm以下又は直読式(足付き) (a) 1.75mm以下を満足し、目でも良さが確認できる。
(2) 構造物の通りが良い。	① 直線は出入りがなく、曲線は滑らかで凹凸がない。
(3) 埋部処理が良い。	① 面取りが適切に施工されており、コンクリートの肌がきれい。
(4) 構造物へのすりつけ等が良い。	① 段差がなくムースにすりついている。
(5) 周水処理が良い。	① 路盤工の施工途中において仮排水路等を設けて雨水を貯めないよう工夫をしている。 ② 縦横断勾配が適切に施工されており、水溜まりも認められない。
(6) 全体的な美観が良い。	① 工事全体の印象が良く、色合い等も良く、美しく感じられる。

(8) 基礎工事及び地盤改良工事

① 品質

i) 杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深基礎等）

項目	評価方法事例・解説
(1) 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。	<p>① 杭の運搬、保管にあたっては、杭の表面、フランジ縁端部、継手、開先部分などに損傷を与える。また、杭の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしていることが確認できる。</p>
(2) 既製杭の打ち止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。	<p>[既成杭]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各基礎ごとに、試験杭が施工されていることが確認できる。（最初の1本を試験杭として施工してもよい。） ② あらかじめ杭の打ち止め管理方法（ベン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記入し、施工にあたり施工記録を整備保管し検査時に提出していることが確認できる。 ③ 摘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設しているとともに、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて管理を適正に行っていることが確認できる。 <p>[場所打杭]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 試験杭が施工されていることが確認できる。（最初の1本を試験杭として施工してもよい。） ② 杭長決定の管理方法等を定め、施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管していることが確認できる。
(3) 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。	<p>[既成杭]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないよう施工していることが確認できる。また、杭頭を損傷させた場合は、補修または取り替えを行っていることが確認できる。 <p>[場所打杭]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 杭本体を損傷させないよう注意し、連続してコンクリートを打込み、レイターンス部を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打ち上がり面より高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊していることが確認できる。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊していることが確認できる。
(4) 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。	<p>① 常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に打設（摘削）していることが確認できる。 規格値：傾斜：既成杭1/100以内、場所打杭1/100以内、深基础1/50以内）</p>
(5) 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<p>[既成杭：鋼管杭及びH鋼杭]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させていることが確認できる。 ② 溶接に従事する溶接工の資格証明書が確認できる。（作業に該当する試験に合格しきつ施工経験が6ヶ月以上） ③ 溶接工の作業員名簿を施工計画書に記載していることが確認できる。 ④ 上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、現場円周溶接部の目違いの許容値を満足するように施工していることが確認できる。 ⑤ 溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無について確認を行い、ある場合は適切な補修を行っていることが確認できる。

項目	評価方法事例・解説
(6) 支持地盤に達していることが、掘削深さ、細南土砂等により確認できる。	
[既成杭]	
① 杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層を確認し、確認のための資料を整備・保管している。	
② セメントミルク噴出攪拌方式の場合、過度の掘削や長時間の攪拌によって杭先端周辺の地盤を乱していないことが確認できる。	
③ コンクリート打設方式の場合、根固めを造成するコンクリートを打込むにあたり、スライムを除去した後、トレミー管などを用い杭先端部を根固めていることが確認できる。	
[場所打ち杭・深基礎]	
① 場所打杭の施工あたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質性状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備保管している。	
② コンクリートの打ち込みに先立ち、スライムを除去していることが確認できる。	
(7) 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。	
① トレミー管下端とコンクリート立上がり高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れていることが確認できる。	
② 打ち込み量及び打込み高さを常に計測していることが資料で確認できる。	
(8) 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。	
① 掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させていないことが確認できる。	
② 安定液濃度及び比重の状況について管理していることが確認できる。	
(9) 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
[場所打ち杭]	
① 鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けていることが確認できる。	
② 鉄筋かごの継手は原則重ね継手とし、また、重ね継手を溶接する場合、母材の断面欠損が生じていないことが確認できる。	
③ 図面に定めた位置に鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう充分堅固に組み立てていることが確認できる。	
④ 場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測していることが確認できる。	
⑤ 連続してコンクリートを打込み、レイターン部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打んでいることが確認できる。	
⑥ オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上がりを起こさないようにしております。引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2m以上コンクリート内に挿入していることが確認できる。	
[深基礎]	
① 鉄筋を組立てる場合には、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定していることが確認できる。	
② 鉄筋かごの継手は重ね継手となっていることが確認できる。	
鉄筋かごの組立てにあたり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないよう堅固なものとなっていることが確認できる。	
③ 打込み量及び打込み高を常に計測していることが確認できる。	
(10) ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していること	
[深基礎]	
① ライナープレートの組み立てにあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするように施工していることが確認できる。	

項目	評価方法事例・解説
(11) 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。	
[深基礎]	
① グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管していることが確認できる。 ② 裏込材注入圧力は、低圧（0.1N/mm ² 程度）となっていることが確認できる。 ③ 土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入を行っていることが確認できる。	
(12) 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。	
[既成杭(セメントミルク噴出攪拌方式)]	
① セメントミルクの品質管理を実施しており、規格を満足していることが確認できる。	
[場所打杭]	
① 場所打杭のコンクリートについては、品質管理基準が定まっていないため、設計書の規定で管理していることが確認できる。また、設計書で定めていない場合はコンクリート構造物の規定に基づき管理していることが確認できる。	
(13) その他（場所打杭のコンクリートの品質が設計図書の仕様を満足している。）	
① 配合、スランプ、エアー、強度などが適正。	
(14) その他（スライムの処理が適切に行われている。）	
① 処理方法、写真	
(15) その他（鉄筋かごに有害物（さび・どろ・油）が付着しないように適切に管理している。）	
① 写真	

ii) 地盤改良関係

項目	評価方法事例・解説
(1) 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
① バッチ管理記録（写真、データ等）で設計図書を満足していることを確認し施工している。	
(2) セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。	
[固結工、薬液注入工]	
① セメントミルクの比重、スラリー噴出量を、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ② 注入範囲が効果的に改良できるよう、注入地盤の性状や注入方式を考慮して注入計画を策定し、施工において注入速度、ゲルタイム、注入圧力等を管理していることが確認できる。 ③ 固結工 施工：一軸圧縮試験 規格値 改良設計強度の85%、500本未満は3本	
(3) 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。	
① 地盤改良の施工に先立ち、一軸圧縮試験を実施し、改良材の種類、配合量について検討していることが確認できる。（現地条件等を配慮） ② 改善及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度が確認できる。	
(4) 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。	
① 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ② 適切な混合機械（スタビライザー又はミキシングホーク）、混合むらの確認（フェノールフタレン液の散布）が行われていることが確認できる。 ③ 現場密度試験の規格値は設計図書による。500m ³ に1回、1,500m ³ 未満は3回。CBR試験はその他（設計書による）	

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1)	土工關係の仕上げが良い。
(2)	通りが良い。
(3)	端部及び天端の仕上げが良い。
(4)	施工管理記録などから不可視部分の出来映えの良さが伺える。
*	地盤改良はC評価とする。

(9) コンクリート橋上部工事 (PC 及び RC を対象)

① 品質

項目	評価方法事例・解説
(1) コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度、W/C、最大骨材粒径、塩化物總量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。	<p>① JISマーク表示認証工場で製造されたJIS A5308(レディーミクストコンクリート)により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比および呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートは配合に臨場し、製造会社の材料試験成績表、配合表を保管していることが確認できる。</p> <p>② すでに使用実績のあるコンクリートを使用する場合は、品質管理データーが確認できる他の公共工事の示方配合表を監督職員に提出し、承認を得ていることが確認できる。</p> <p>③ 試験練りを行う場合、配合試験を行い、スランプ、空気量、塩化物のイオン量、圧縮強度配合(単位水量及び水セメント比)等の所要の仕様を満足する示方配合表により監督職員の承諾を得ていることが確認できる。(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。)</p> <p>④ 水セメント比(W/C)が、鉄筋コンクリート5.5%以下、無筋コンクリート6.0%以下、コンクリート中の塩化物量(CLE)が、許容塩化物量0.30kg/m³以下となっていることが確認できる。</p>
(2) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	<p>① コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A5308(レディーミクストコンクリート)により実施しているか。生産者等に検査のための試験を代行させる場合はその試験に臨場していることが確認できる。</p> <p>② コンクリートの品質管理について、打設量、打設時期、打設方法等を検討し適切な品質管理計画を策定していることが確認できる。</p> <p>③ レディーミクストコンクリートの受け入れ検査は、スランプ試験、空気量測定、塩化物總量規制、単位水量測定、圧縮強度試験について行われ、規格値を満足していることが確認できる。</p> <p>④ 1日あたりコンクリート種別ごとの打設量が100m³以上のコンクリート工事では、単位水量の測定を2回/日行い、単位水量測定要領(案)に基づき対応していることが確認でき [暑中コンクリート]</p> <p>① 日平均気温が25℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行っており、また、コンクリートの温度測定を行い管理していることが確認できる。</p> <p>[寒中コンクリート]</p> <p>① 日平均気温が4℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行っており、また、コンクリートの温度測定を行い管理していることが確認できる。</p>
(3) 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。	<p>① 強度試験時に現場代理人や主任技術者の立会及び計器と看板の数字が入った写真が整備されている。</p> <p>② 採取時においては、写真に現場風景を入れ、同時に工事名、工種、配合、打設日、署名を記した記録紙等を供試体に埋め込み、当該現場の供試体であることが確認できること。</p>

項目	評価方法事例・解説
(4) 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (暑中及び寒中コンクリート等を含む)	<p>① 打設計画書を作成し、適切な打設高さを設定するとともに、運搬時間、打設時の気温・コンクリート温度管理計画、投入高さ、締固め計画、気温に適した打ち込み・打ち重ね時間が明記されていることが確認できる。</p> <p>② コンクリートの打ち込み及び締固めにあたり、鉄筋、定着具、接続具及びシースの配置を乱さないように、また、これらの周囲にコンクリートがゆきわたるよう施工していることが確認できる。</p> <p>③ 締り混ぜてから打ち終わるまでの時間が、外気温が25°Cを超える場合で1.5時間以内、25°C以下の場合は2時間以内となっていることが確認できる。</p> <p>④ コンクリートの打込みを日平均気温が4°Cを超え25°C以下の範囲に予想されるときに実施していることが確認できる。</p> <p>⑤ コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき打設作業を行っていることが確認できる。</p> <p>⑥ シュート、ポンプ配管、パケット、ホッパー、セントルの開口部等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下となっていることが確認できる。</p> <p>⑦ 許容打ち重ね時間間隔が、外気温が25°Cを超える場合は2.0時間以内となっていることが確認できる。</p> <p>⑧ 許容打ち重ね時間間隔が、外気温が25°C以下の場合は2.5時間以内となっていることが確認できる。</p> <p>⑨ コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、バイブレータ間隔50cm以下、1箇所あたりの振動時間5~15秒程度で速やかにコンクリートを締め固めていることが確認できる。</p> <p>⑩ コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めていることが確認できる。</p>
[暑中コンクリート]	<p>① 日平均気温が25°Cを超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行っており、打ち込み時のコンクリート温度は35°C以下であることが確認できる。</p>
[寒中コンクリート]	<p>① 日平均気温が4°C以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行っており、打ち込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5~20°Cの範囲に保っていることが確認できる。</p>
(5) コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。	<p>① 型枠及び支保工が、緊張の際コンクリート部材の変形を妨げない構造となっていることが確認できる。</p> <p>② 緊張中に部材の変形を妨げる型枠をコンクリート部材に悪影響を与えない範囲で、緊張前に取り外していることが確認できる。</p> <p>③ 自重等の反力を受ける部分の型枠及び支保工を、コンクリート部材が緊張により自立できるまで取り外していないことが確認できる。</p> <p>④ 型枠・支保工の取り外し前に、構造物と同じ状態で養生したコンクリート供試体の圧縮強度を確認し、取り外しを行っていることが確認できる。</p> <p>⑤ 施工計画書、コンクリート打設計画書等に記載された内容を実際に確認し施工していることを確認できる。</p>
(6) 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。	<p>① 加工工場または現場納入時の鉄筋や鋼材について、その外観及び品質規格証明書(ミルシート)等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出していることが確認できる。</p> <p>② PC鋼材及びPC鋼より線は、JISG3536に適合したものであることが確認できる。</p> <p>③ PC鋼棒は、JISG3109又はJISG3137適合していることが確認できる。</p>

項目	評価方法事例・解説
(7) 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<p>① 鉄筋その他鋼材の引張強度及び曲げ強度が鋼材検査証明書（ミシート）・品質証明書等で確認できる。</p>
(8) コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。	<p>① 保管方法、鉄筋組立て前及び組み立て後コンクリートを打ち込む前にこれを清掃し、表面に浮き錆、どろ、油、ベンキ等有害な物質が付着していないか、コンクリート打設前に鉄筋の位置のずれが無いことが確認できる。</p>
(9) 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。	<p>① ガス圧接に従事する技術者が、該当する試験の技量を有すること確認し、資格証明書をあわせて確認している。</p> <p>② 圧接工は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験と同等の技量を有する技術者本人が行っていることが確認できる。</p> <p>③ 自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者本人が行っていることが確認できる。</p>
(10) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<p>① 現場加工においては、鉄筋を常温で加工していることが確認できる。（やむを得ず熱して加工する場合は、現地試験施工を行い悪影響を及ぼさないことを確認したうえで施工している）</p> <p>② 鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所繋結していることが確認できる。</p> <p>③ 設計図書に明示した場合を除き、継手の配置が同一断面に集中していないことが確認できる。</p> <p>④ 図面に定めた位置に鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう堅固に組み立てていることが確認できる。</p> <p>⑤ 鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで繋結し、鉄筋が移動しないようにしていることが確認できる。</p>
(11) コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<p>① コンクリートの養生について、気象等を考慮した養生計画が具体的に計画されていることが確認できる。</p> <p>② 温度制御養生を行う場合、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して養生方法を施工計画書に記載している。</p> <p>③ コンクリートがある程度硬化したら露出面を養生用マット、ぬらした布等でこれを覆うか、または散水、湛水を行い、共通仕様書に定められた期間、常に湿润状態を保っていることが確認できる。（表1-3-6の期間、常に湿润状態であることが確認できる。）</p>
[暑中コンクリート]	<p>① コンクリート打設前に型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分に十分吸水させていることが確認できる。</p> <p>② 特に気温が高く湿度が低い場合は、直接日光・風雨を防ぐために必要な処置を行っていることが確認できる。</p>
[寒中コンクリート]	<p>① 打ち込み時のコンクリートの温度が、5°C～20°Cの範囲に保たれていることが確認できる。</p> <p>② コンクリートの養生温度が表1-3-7の期間中5°C以上に保たれ、表1-7-7の養生期間後、さらに2日間は0°C以上に保たれていることが確認できる。（この期間も湿润養生）</p> <p>③ 打ち込まれたコンクリートは露出面が外気に長時間さらされることのないように打設後直ちにシート等で養生していることが確認できる。</p>

項目	評価方法事例・解説
(12)	スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ①スペーサーを、構造物の側面については1m2あたり2個以上、構造物の底面については1m2あたり4個以上を適切に配置しており、かつ、適切に固定し鉄筋の所定のかぶりを確保していることが確認できる。 ②スペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用していることが確認できる。 ③かぶりの確認が行われている。
(13)	プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ①鋼桁のプレフレクション管理を荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行っていることが確認できる。
(14)	使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ①標準ゲージを用いて、緊張作業に使用するポンプの圧力計のキャリブレーションが行われていることが、管理資料、写真で確認できる。 ②プレストレスに先立ち①引張り装置のキャリブレーションを、ポンプ納入時、緊張管理上で異常が認められた時に実施していることが確認できる。 ③緊張ポンプのキャリブレーションは、結果記録表と写真で実施していることが確認できる。
(15)	P C鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
[PC緊張の施工]	
①プレストレスの導入に先立ち、引張試験のキャリブレーションの試験に基づき、緊張管理計画書を提出していることが確認できる。 ②緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理していることが確認できる。 ③P C鋼材のプレストレスの管理に用いる摩擦係数及びP C鋼材の見かけヤング係数を求める試験等調整及び試験を行っていることが確認できる。 ④緊張管理計画で示された荷重計の示度とP C鋼材の抜出し量の測定値との関係が、許容範囲を超える場合には、原因を調査し適切な措置を講じていることが確認できる。 ⑤プレストレスの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行っていることが確認できる。 ⑥プレストレスの管理が道路橋示方書に基づき、順序、緊張力、P C鋼材の引出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録が整備されている。 ⑦緊張装置の使用については、P C鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用していないことが確認できる。	
[グラウトの施工]	
①グラウトの材料が適切であることが確認できる。グラウトに用いるセメントは普通ポルトランドセメントを使用しグラウトはノンプレーディングタイプ、W/Cは45%以下、28日の圧縮強度30N/mm ² 以上、体積変化率±0.5%の範囲内、塩化物イオン総量は普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下を使用していることが確認できる。 ②使用グラウトについて、現場と同じ条件で、①流動性試験②ブリーディング率及び体積変化率試験③圧縮強度試験④塩化物含有量の測定を行い品質の確認を行っている。 ③グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及び気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないよう管理しゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認し作業を完了している。 ④グラウトの施工は、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認し、グラウト注入時の圧力が強すぎないように管理していることが確認できる。 ⑤連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けていることが確認できる。 ⑥寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行っていることが確認できる。 ⑦暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないようにしておらず、注入時のグラウト温度は35℃を超えないことが確認できる。	

項目	評価方法事例・解説
(16) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが試験成績表及び写真で確認できる。 ② プレテンション方式においては、コンクリートの圧縮強度が30N/mm²を上回っていないことが確認できる。 ③ プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることが確認できる。
(17) コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 現場養生のテストピースを取り、それを用いて強度試験を行っていることが確認できる。
(18) 有害なクラックが無い。	<ul style="list-style-type: none"> ① 重要な場所に、目でわかるクラックがない。(0.2mm以下)

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1) コンクリート構造物の表面状態が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ① 気泡等がほとんどなく、表面がきれいに仕上がっている。
(2) コンクリート構造物の通りが良い。	<ul style="list-style-type: none"> ① 直線は出入りが無く、曲線は滑らかで凹凸がない。
(3) 天端及び端部の仕上げが良い。	<ul style="list-style-type: none"> ① 角は面取りが丁寧にされており、面は平滑に、目地もすっきりと仕上がっている。
(4) 支承部の仕上げが良い。	<ul style="list-style-type: none"> ① 重要な場所に、目でわかるクラックがない。(0.2mm以下)
(5) クラックが無い。	<ul style="list-style-type: none"> ① 全体的な美観が良い。
(6) 構造物全体の印象が良く、色合い等も良く、美しく感じられる。	

(10) 塗装工事

① 品質

項目	評価方法事例・解説
(1)	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ①乾燥度のチェックデータ及び写真で確認できる。 ②鋼材表面及び被塗装面の汚れ、皮膜等を除去し、乾燥状態で施工していることが写真で確認できる。
(2)	ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ①写真で確認できる。 ②設計図書に定められた素地調整について決められた作業を行っていることが確認できる。
(3)	天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ①気象観測データ及び写真で確認できる。 ②気象観測データにより、塗装禁止条件を確認し作業していることが確認できる。
(4)	塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ①攪拌の状況が写真で確認できる。
(5)	鋼材表面及び被塗装面の汚れ、歯類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ①汚れ等が残されていないことが写真で確認できる。 ②塩分の付着が懸念される場合、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いを行っていることが確認できる。
(6)	塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ①空缶の内部又は押し壊した状態が全数写真で確認できる。
(7)	垂り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ①均一に塗装されていることが写真及び現地調査により確認できる。
(8)	溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ①塗膜計による測定データ及び現地調査により確認できる。
(9)	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ①書面がそれぞれ整備されており、内容の確認ができる。 ②塗料の有効期限についても確認する。

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1)	塗装の均一性が良い。 ①現地調査で確認できる。
(2)	細部まできめ細かな施工がされている。 ①現地調査で確認できる。
(3)	補修箇所が無い。 ①現地調査で確認できる。
(4)	ケレンの施工状況が良好である。 ①写真で適正に施工されていることが確認できる。
(5)	全体的な姿観が良い。 ①均一に施工され、色むらも無く、全体として美しく感じられる。

(12) 植栽工事

① 品質

項目	評価方法事例・解説
(1) 活着が促されるよう管理していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ①水分の蒸散を防ぐため、適度な枝葉の切りつめ、枝すかし、根部の割れ、傷を取り除いている。 ②定期的に灌水している。 ③深植えをしていない。(根の最上部が土に隠れる程度)
(2) 樹木などに損傷、はくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ①根部において、太根が切り口のくずれ・腐朽していない。 ②樹皮を傷つけていない。 ③根部が乾燥しないようにシートで保護している。 ④しっかりと根巻きをしている。 ⑤根鉢に有機質以外の材料(ビニールひもなど)を使用したときは、植栽時に除去されている。
(3) 嵐木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ①樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害が発生していない。 ②過去に発生したものでは、発生が軽微で痕跡がほとんど認められないように育成している。 ③卵の付着が認められない。 ④幹などをたたくと鈍い音がしないことが確認できる。 ⑤幹に穴が開いていたり(中にテッポウムシ)、カイガラムシが付着していない。
(4) 施工完了後、余剰枝の削定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ①折れ枝、枯損枝の処理が適切で、適切な削定がなされている。
(5) 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ①根の外側を掘削し、適切量(設計図書に定める量)の肥料を入れて覆土している。
(6) 槽生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ①植生する場合、余裕のある植穴を掘っている。 ②生育に有害なものを取り除き、穴底を良く耕し、中央部を開土で盛り上げている。 ③水ぎめをする樹種について、根部に問題のないよう土を十分充き入れている。
(7) 棚木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ①特に1本の添え木はぐらつきがない深さまで打ち込まれている。 ②真竹の頭部は節止めとなっている。 ③樹木と添え木は保護材(杉皮)棕櫚繩掛けで取り付けられている。
(8) 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ①はずれないようにしっかりと据え付けられている。 ②読みやすい字で、すぐに字が見えにくくならないように書かれている。

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1) 樹木の活着状況が良い。	<p>① 根幹、葉、樹皮、枝の状態、樹勢が良く、病虫害がない。</p>
(2) 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。	<p>① 鉄線などで幹を圧迫するおそれ（首縊め現象）がないよう施工されている。 ② 樹木と支柱は杉皮棕櫚繩掛けされている。 ③ 支柱丸太は防腐処理が必要な場合、実施されている。</p>
(3) 支柱の取り付けが堅固である。	<p>① 支柱がぐらつかないように打ち込み深さが適切である。 ② 支柱同士は釘打ち・ボルト締め、鉄線縛りで適切に施工されている。 ③ 幹周り60cm以上はそれにふさわしい支柱（例えば十字鳥居型、二脚鳥居組み合わせ等）で施工されている。</p>
(4) 全体的な美観が良い。	<p>① 工事全体の印象が良く、美しく感じられる。</p>

(13) 防護柵設置工事

① 品質

項目	評価方法事例・解説
(1) 防護柵の設置基準・同解説、視線誘導柵設置基準・同解説、道路標識設置基準・同解説等の規定を満足していることが確認できる。	
(2) 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。	
① 床堀り面が平坦で凹凸なく仕上げられていることが写真等で確認できる。	
(3) 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。	
① 設計通りの配筋が写真で確認出来る。	
② 生コンクリートは設計どおりの配合で施工している。	
(4) 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。	
① 舗装面をコア抜き、カッターカット等により施工している。	
(5) 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。	
① 土工区内は地盤の形状、土質状況、地耐力を照査し、橋梁等の構造物上の場合は設置する構造物の耐力を照査している。	
(6) 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
① 材料搬入時に支柱長が確認できる。	
② VTR撮影などにより根入長が確認できる。	
(7) ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書等に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。	
① 施工時に導入する初張力は、標準、夏季、冬季で調整している。 (A種は20KN、B種及びC種は9.8KN)	
(8) ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。	
① テストピースによる破壊試験を行い、確認している。	

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1) 通りが良い。	
(2) 篦部処理が良い。	
① 路外方向に曲げている。あるいは取り付け道路との交差部などの道路構造との関連を考慮して設置している。	
(3) 部材表面に傷及び錆が無い。	
(4) 既設構造物等とのすりつけが良い。	
(5) きめ細やかに施工されている。	
(6) 全体的な美観が良い。	
① 工事全体の印象が良く、色合い等も良く、美しく感じられる。	

(15) 区画線設置工事

① 品質

項目	評価方法事例・解説
(1) 防護柵設置要綱、規格説明書設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。	
(2) ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下であることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① シンナーの使用量が10%以下であることが、記録及び写真で確認できる。
(3) 塗膜式、高視認性区画線の施工では、溶融槽を適温に管理し常に180~220°Cで塗布していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 溶解槽の温度管理が写真で確認できる。
(4) 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 区画線のテストピースにより厚さが確認できる。 ② 現地において区画線の厚さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
(5) 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 夜間の写真で視認性の確認ができる。
(6) 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 路面の清掃状況が写真で確認できる。
(7) 区画線の施工にあたって 気温5°C以下の場合は路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 気温のデータ及び予熱状況が記録及び写真で確認できる。
(8) 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 現地において確認できる。(写真では確認できない。)
(9) ブライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① ブライマーが路面に均等に塗布されていることが写真で確認できる。
(10) 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用材料が設計図書の仕様を満足していることが記録及び写真で確認できる。

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1) 塗料の塗布が均一である。	
① 塗膜式においては、テストピースで確認を行う。	
② ペイント式においては、ラインの幅で確認を行う。	
(2) 視認性が良い。	
① 塗布面へのガラスピースの散布が均等に固定されていることの確認を行う。	
(3) 接着状態が良い。	
① 現場において、はがれていないことの確認を行う。	
(4) 施工前の清掃が入念に実施されている。	
① 施工状況写真により、設置路面の水分・泥・砂じん・ほこり等が取り除かれていることの確認を行う。	
(5) 全体的な美観が良い。	
① 工事全体の印象が良く、色合い等も良く、美しく感じられる。	

(17) 維持・修繕工事

① 品質

項目	評価方法事例・解説
(1)	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
(2)	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
(3)	監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
(4)	緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
(5)	施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1)	小構造物等にも注意が払われている。
(2)	きめ細かな施工がなされている。
(3)	既設構造物とのすりつけが良い。 ①段差がなく、なめらかにすりついている。
(4)	全体的な美観が良い。 ①工事全体の印象が良く、色合い等も良く、美しく感じられる。

(23) 下水道工事（管渠工）

① 品質

項目	評価方法事例・解説
(1) 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。	① 現場状況、地質、地形を考慮して適切な排水計画を立て実施している。
(2) 堀削床付け面が乱されずに掘削されている。また、浮き石等がない。	① 堀削、床付け面が平坦で凹凸なく仕上げられていることが写真等で確認できる。
(3) 埋戻し（盛土）を行うにあたり、締固めを適正な条件で施工している。	① 路体転圧は30cm毎に、また路床転圧は20cm毎に転圧を行っていることが写真等で確認できる。
(4) 圧割（山留）内の排水処理が適正に行われていることが確認できる。	① 洪水量を十分排水出来る能力を有するポンプを使用するとともに、不測の出水に対して予備機の準備も出来ている。
(5) ウェルポイント、ディープウェル等の排水量及び地下水位管理が適正に行われている。	① 計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を実施している。
(6) 膨起こしの設置にあたり、土留め壁との間に隙間がないことが確認できる。	① 膨起し施工後に土留め壁及び膨起し材を測量し結果が提出されている。
(7) 裏込め材注入圧力は、低圧で施工していること等が施工記録により確認できる。	① 測量結果、注入結果等の記録表が整理してある。
(8) 日々の計画管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。	① 注入中に、その状態を常に監視し、注入材が地表面に噴出しないよう留意している。
(9) 管渠又は敷工コンクリート等から漏水がない。	① 管敷設及び竣工完了後、目視により確認している。
(10) 管渠又は敷工コンクリート等にクラックの発生がない。	① 目でわかるクラックが無い。（0.2mm以下）
(11) 推進機に裏込め材流出防止のための装置が装着されている。	① 裏込め材の注入量が記録されている。
(12) 補装工において、設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。（アスファルト混合物の事前審査制度又はアスファルト合材配合統一用紙の適用工事は除く）	① 配合設計書が確認できる。
(13) 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整備・記録されている。	① 温度管理が適正と認められる。 i) 加熱アスファルト安定混合物の排出時の温度について承諾を得ており、その変動値が±25℃の範囲内であること。 ii) 敷きならした時の温度が110℃以上であること。 (最適締固め温度を考慮し、到着温度、締固め時の温度が計画管理がされている。) iii) 温度記録（午前午後各2回）及び写真が管理されている。
(14) 補装後、直ちに供用する必要のある現場で、交通解放を適切に行っている。	① 交通整理人に、車の停滞状況を見て渋滞を起こさないよう的確に指示している。 ② 開放時の温度が適正な温度（舗装表面温度50°C以下）になっている。
(15) 舗設の各層の縫目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。	① セメント安定処理、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層の縫目位置を1.5cm以上、横縫目の位置を1m以上ずらして施工されていることが確認できる。 ② 表層及び基層及びアスファルト安定処理層の縫目を車両走行直下をずらして設置している。表層の縫目は原則として、レーンマークに合わせている。 ③ オーバーレイ工（切削オーバーレイ時を含む）の縫目位置を、既設舗装の縫目の位置を考慮し決定している。

項目	評価方法事例・解説
(16) 目地の処理が仕様書で定められたとおりであることが確認できる。	
① 縫糸目、横縫目、構造物との接合面に瀝青材料が薄く塗布されている。	
(17) 有害なクラック、損傷が無い。	
① 目視による。	

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1) 切土、埋戻、盛土の仕上り状態が良い。また、沈下等が無い。	
① 路面に不陸が無く転圧が充分出来ている。	
(2) インパートの仕上げが良い。	
① 流入下水の流れに沿う線形となっており、表面に汚物等の付着が無く接続管の管径、管底に合わせて滑らかに仕上がってている。	
(3) 管口の処理が良い。	
① マンホールとの取り付けが良く漏水が無い。	
(4) 管渠の通りが良い。	
① 管渠の左右及び上下のぶれが無い。	
(5) 鋼装の平坦性が良く、水溜まり等が生じていない。	
① 路面に不陸が無く転正が充分出来ている。	
(6) 鋼装の構造物等へのすりつけ等が良い。	
① 補装と構造物の段差が無い。	
(7) 排水施設の蓋のがたつきがなく、受枠にゴミがたまっていない。	
① マンホールと路面との取り付けが良く車両走行時において音が小さい。	
(8) 全体的な美観が良い。	
① 工事全体の印象が良く、美しく感じられる。	

(24) 下水道工事（処理場躯体工）

① 品質

項目	評価方法事例・解説
(1) 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。	<p>① 現場状況、地質、地形を考慮して適切な排水計画を立て実施している。</p>
(2) 剥削床付け面が乱されずに埋削されている。また、浮き石等がない。	<p>① 剥削床付け面が平坦で凹凸なく仕上げられていることが写真等で確認できる。</p>
(3) 埋戻し（盛土）を行うにあたり、締固めを適正な条件で施工している。	<p>① 路床転圧は30cm毎に、また路床転圧は20cm毎に転圧を行っていることが写真等で確認できる。</p>
(4) 剥削（山留）内の排水処理が適正に行われていることが確認できる。	<p>① 通水量を十分排水出来る能力を有するポンプを使用するとともに、不測の出水に対して予備機の準備も出来ている。</p>
(5) ウェルポイント、ディープウェル等の排水量及び地下水位管理が適正に行われている。	<p>① 計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を実施している。</p>
(6) 膨起こしの設置にあたり、土留め壁との間に隙間がないことが確認できる。	<p>① 膨起し施工後に土留め壁及び膨起し材を測量し結果が提出されている。</p>
(7) 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、アルカリ鉱量等）が確認できる。	<p>① JISマーク表示認証工場で製造されたJIS A5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比および呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートは配合に臨場し、製造会社の材料試験成績表、配合表を保管していることが確認できる。 ② すでに使用実績のあるコンクリートを使用する場合は、品質管理データーが確認できる他の公共工事の示方配合表を監督職員に提出し、承諾を得ていることが確認できる。 ③ 試験練りを行う場合、配合試験を行い、スランプ、空気量、塩化物のイオン量、圧縮強度配合（単位水量及び水セメント比）等の所要の仕様を満足する示方配合表により監督職員の承諾を得ていることが確認できる。（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。） ④ 水セメント比（W/C）が、鉄筋コンクリート5.5%以下、無筋コンクリート6.0%以下コンクリート中の塩化物量（CL-）が、許容塩化物量0.30kg/m³以下となっていることが確認できる。</p>
(8) コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。	<p>① コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A5308（レディーミクストコンクリート）により実施しているか。生産者等に検査のための試験を代行させる場合はその試験に臨場していることが確認できる。 ② コンクリートの品質管理について、打設量、打設時期、打設方法等を検討し適切な品質管理計画を策定していることが確認できる。 ③ レディーミクストコンクリートの受け入れ検査は、スランプ試験、空気量測定、塩化物総量規制、単位水量測定、圧縮強度試験について行われ、規格値を満足していることが確認できる。</p>
[暑中エクリート]	<p>① 日平均気温が25°Cを超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行っており、また、コンクリートの温度測定を行い管理していることが確認できる。</p>
[寒中エクリート]	<p>① 日平均気温が4°C以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行っており、また、コンクリートの温度測定を行い管理していることが確認できる。</p>
(9) コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	<p>① 強度試験時に現場代理人や主任技術者の立会及び計器と看板の数字が入った写真が整備されている。 ② 採取時においては、写真に現場風景を入れ、同時に現場代理人等の名刺等を供試体に埋め込み当該現場の供試体であることが確認できること。</p>

項目	評価方法事例・解説
(10) 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの、種類養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)	<p>① 1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリートの打設高さが施工計画書に記載されていることが確認できる。</p> <p>② 打設計画書を作成し、適切な打設高さを設定するとともに、運搬時間、打設時の気温・コンクリート温度管理計画、投入高さ、締固計画、気温に適した打ち込み・打ち重ね時間が明記されていることが確認できる。</p> <p>③ コンクリートの打設作業が、打設計画書に従い施工されていることが確認できる。</p> <p>④ 練り混ぜてから打ち終わるまでの時間が、外気温が25℃を超える場合で1.5時間以内、25℃以下の場合は2時間以内となっていることが確認できる。</p> <p>⑤ コンクリートの打込みを日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施していることが確認できる。</p> <p>⑥ シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー、セントルの開口部等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下となっていることが確認できる。</p> <p>⑦ 許容打ち重ね時間間隔が、外気温が25℃を超える場合は2.0時間以内となっていることが確認できる。</p> <p>⑧ 許容打ち重ね時間間隔が、外気温が25℃以下の場合は2.5時間以内となっていることが確認できる。</p> <p>⑨ コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、バイブルータ間隔50cm以下、1箇所あたりの振動時間5~15秒程度で速やかにコンクリートを締め固めていることが確認できる。</p> <p>⑩ コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブルータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めていることが確認できる。</p> <p>[暑中コンクリート]</p> <p>① 日平均気温が25℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行っており、打設時のコンクリート温度を、35℃以下にするため適切な管理をしていることが確認できる。</p> <p>② 遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載している。</p> <p>[寒中コンクリート]</p> <p>① 日平均気温が4℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行っており、打ち込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5℃~20℃の範囲に保っていることが確認できる。</p> <p>[養生]</p> <p>① コンクリートの養生について、気象等を考慮した養生計画が具体的に計画されていることが確認できる。</p> <p>② 温度制御養生を行う場合、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して養生方法を施工計画書に記載している。</p> <p>③ コンクリートがある程度硬化したら露出面を養生用マット、ぬらした布等でこれを覆うか、または散水、湛水を行い、共通仕様書に定められた期間、常に湿润状態を保っていることが確認できる。(表1-3-6の期間、常に湿润状態であることが確認できる。)</p> <p>[暑中コンクリート]</p> <p>① コンクリート打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分に十分吸水させていることが確認できる。</p> <p>② 特に気温が高く湿度が低い場合は、直接日光・風雨を防ぐために必要な処置を行っていることが確認できる。</p> <p>[寒中コンクリート]</p> <p>① 打ち込み時のコンクリートの温度が、5℃~20℃の範囲に保たれていることが確認できる。</p> <p>② コンクリートの養生温度が表1-3-7の期間中5℃以上に保たれ、表1-7-7の養生期間後、さらに2日間は0℃以上に保たれていることが確認できる。(この期間も湿润養生)</p> <p>③ 打ち込まれたコンクリートは露出面が外気に長時間さらされることのないように打設後直ちにシート等で養生していることが確認できる。</p>

項目	評価方法事例・解説
(11) 型枠・支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。	<p>①型枠・支保工の取外し時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、配合、強度管理、打設条件等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を施工計画書に記載していることが確認できる。</p> <p>②コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取り外していないことが確認できる。</p> <p>③型枠の組立に使用した縫付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修していることが確認できる。</p> <p>④型枠・支保工の取外し前に、構造物と同じ状態で養生したコンクリート供試体の圧縮強度を確認し、取外しを行っていることが確認できる。</p>
(12) 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。	<p>①加工工場または現場納入時の鉄筋や鋼材について、その外観及び品質規格証明書（ミルシート及びタグ）等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出していることが確認できる。（主要構造部材に使用される鋼材のミルシートについて検査時に提出）</p> <p>②ミルシートの写しについては、その写しが当該鋼材と整合していることを保証する者の氏名、捺印及び日付がついていることが確認できる。</p> <p>③使用量が少量の場合は、現場におけるロールマークの写真により、品質を確認することができる。</p>
(13) コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。	<p>①鉄筋組立て前及び組み立て後コンクリートを打ち込む前にこれを清掃し、表面に浮き鏽、どろ、油、ペンキ等有害な物質が付着していないか、コンクリート打設前に鉄筋の位置のずれが無いことを確認していることが資料により確認できる。</p>
(14) 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。	<p>①施工前に配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組み立て可能か、また配筋鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているか照査を行い、不備を発見したときは協議していることが確認できる。</p> <p>②現場加工においては、鉄筋を常温で加工していることが確認できる。（やむを得ず熱して加工する場合は、現地試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認している）</p> <p>③設計図書に示されていない鋼材（組立用鉄筋など）を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4／3以上としていることが確認できる。</p> <p>④かぶり厚については、最も外側に配置する鉄筋の純かぶりが確認できる写真にて、設計条件の最小かぶり厚が確保されていることが確認できる。（スペーサーの確認）</p> <p>⑤鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結していることが確認できる。</p> <p>⑥設計図書に明示した場合を除き、継手の配置が同一断面に集中していないことが確認できる。また、継手位置を軸方向に相互にずらす距離が、継手長さに鉄筋直径の2.5倍をえた長さ以上となっていることが確認できる。</p> <p>⑦将来の維持ために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護していることが確認できる。</p> <p>⑧図面に定めた位置に鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう堅固に組み立てていることが確認できる。</p> <p>⑨鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしていることが確認できる。</p> <p>⑩結束線の処理を確実に行っている（内側に折り込んでいる）ことが確認できる。</p>

項目	評価方法事例・解説
(15) 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。	<p>①ガス圧接に従事する技術者が、該当する試験の技量を有すること確認し、資格証明書をあわせて確認している。</p> <p>②圧接工は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験と同等の技量を有する技術者本人が行っていることが確認できる。</p> <p>③自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鋼筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者本人が行っていることが確認できる。</p>
(16) スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。	<p>①スペーサーについてはコンクリート製あるいはセメント製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用していることが確認できる。</p>
(17) スペーサーを適正に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。	<p>①構造物の側面に2個/m²、底面に4個/m²があることが、段階確認時の写真で確認できる。</p>
(18) 鉄筋のガス圧接部の状態の強度確認試験、外観検査が適正に行われている。	<p>①超音波探傷検査を実施し規格値を満足している事。又目視により使用上有害な欠陥がない事。</p>
(19) 鉄筋の離ぎ手長、定着長が適切に管理されている。	<p>①主任監督員又は現場技術業務員の立会写真がある。また、写真で確認できる。</p>
(20) 鉄筋圧接の位置が設計図書に準じており、かつ圧接位置が、千鳥に配置されていることが写真で確認できる。	<p>①主任監督員又は現場技術業務員の立会写真がある。また、写真で確認できる。</p>
(21) SD 2 9 5とSD 3 4 5の使用区分が明確になっており、写真で確認できる。	<p>①主任監督員又は現場技術業務員の立会写真がある。また、写真で確認できる。</p>
(22) 杭に損傷及び補修痕が無い。	<p>①杭の運搬、保管にあたっては、杭の表面、フランジ縫端部、継手、開先部分などに損傷を与えることなく、また、杭の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしていることが確認できる。</p> <p>②主任監督員又は現場技術業務員の立会写真がある。また、写真で確認できる。</p>
(23) 杭の打止め管理方法または場所打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。	
[既成杭]	<p>①各基礎ごとに、試験杭が施工されていることが確認できる。（最初の1本を試験杭として施工してもよい。）</p> <p>②あらかじめ杭の打ち止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記入し、施工にあたり施工記録を整備保管していることが確認できる。</p> <p>③細剤及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設しているとともに、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて管理を適正に行っていることが確認できる。</p>
[場所打杭]	<p>①試験杭が施工されていることが確認できる。 （最初の1本を試験杭として施工してもよい。）</p> <p>②杭長決定の管理方法等を定め、施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管していることが確認できる。</p>
(24) 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。	

項目	評価方法事例・解説
(25) 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。	<p>① 現場維手については、アーク溶接維手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させていることが確認できる。</p> <p>② 溶接に従事する溶接工の資格証明書が確認できる。</p> <p>③ 溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させていることが確認できる。</p> <p>④ 上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、現場円周溶接部の目盛りの許容値を満足するように施工していることが確認できる。</p> <p>⑤ 溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無について確認を行い、ある場合は適切な補修を行っていることが確認できる。</p>
(26) 場所打ち杭についてトレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。	<p>① トレミー管下端とコンクリート立上がり高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れていることが確認できる。</p> <p>② 打ち込み量及び打込み高さを常に計測していることが資料で確認できる。</p>
(27) 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度比重等が適切に管理されている。	<p>① 掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させていないことが確認できる。</p> <p>② 安定液濃度及び比重の状況について管理していることが確認できる。</p>
(28) 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。	<p>① 温度管理が適正と認められる。</p> <p>i) 加熱アスファルト安定混合物の排出時の温度について承諾を得ており、その変動値が±25°Cの範囲内であること。</p> <p>ii) 敷きならした時の温度が110°C以上であること。 (最適締固め温度を考慮し、到着温度、締固めの温度が計画管理がされている。)</p> <p>iii) 温度記録(午前午後各2回)及び写真が管理されている。</p>
(29) 舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通解放を適切に行っている。	<p>① 交通整理人に、車の停滞状況を見て渋滞を起こさないよう的確に指示している。</p> <p>② 開放時の温度が適正な温度(舗装表面温度50°C以下)になっている。</p>
(30) 舗設の各層の縦ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。	<p>① セメント安定処理、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層の縦ぎ目の位置を1.5cm以上、横縦目の位置を1m以上ずらして施工されていることが確認できる。</p> <p>② 表層及び基層及びアスファルト安定処理層の縦ぎ目を車両走行直下をずらして設置している。表層の縦ぎ目は原則として、レーンマークに合わせている。</p> <p>③ オーバーレイ工(切削オーバーレイ時を含む)の縦ぎ目の位置を、既設舗装の縦ぎ目の位置を考慮し決定している。</p>
(31) 目地の処理が仕様書で定められたとおりであることが確認できる。	<p>① 縦縦目、横縦目、構造物との接合面に沥青材料が薄く塗布されている。</p>
(32) 有害なクラック、損傷が無い。	<p>① 重要な場所に、目でわかるクラックが無い。(0.2mm未満)</p> <p>② 構造物の規模により、クラック調査を計画し実施していることが確認できる。</p> <p>③ 調査結果に基づき、必要な補修を行っていることが確認できる。 (補修について協議を行い、0.2mm以上のクラックについて補修が完了している。)</p>

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1) 切土、埋戻、盛土の仕上り状態が良い。また、沈下等が無い。	
① 法面及び法肩の仕上げが、なめらかに仕上げられている。	
(2) 茅礪工について施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。	
① 施工記録で確認出来る。	
(3) コンクリート構造物の肌が良い。	
① 気泡等がほとんど無く、表面がきれいに仕上がっている。	
(4) コンクリート構造物の通りが良い。	
① 直線は出入りが無く、曲線は滑らかで凹凸が無い。	
(5) 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。	
① 角は面取りが丁寧に施工されており、面は平滑に、目地もすっきりと仕上がっている。	
(6) スラブ上に水溜まりが生じない配慮がある。	
① 目視による。	
(7) 漏水がない。	
① 目視による。	
(8) 防食塗装の端部、突起部等の処置が良い。	
① 目視による。	
(9) 足掛け金物等が等間隔、水平、所定の埋込長で施工されている。	
① 目視及び出来形図で確認。	
(10) 開口部の蓋の開閉作業がスムーズに行える。	
① 現地操作で確認する。	
(11) 角落しがスムーズに設置、撤去ができる。	
① 現地操作で確認する。	
(12) フェンスのがたつきが無く、通りが良い。	
① フェンス確認及び目視による。	
(13) 全体的な美観が良い。	
① 工事全体の印象が良く、色合い等も良く、美しく感じられる。	

(25) 公園施設整備工事（園路広場整備、修景施設整備、遊戯施設整備）

① 品質

項目	評価方法事例・解説
(1) 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ① 施工計画書に品質管理項目が計上されている。 ② 品質管理が実施され、妥当であることが確認できる。
(2) 材料、部材の品質及び形状が設計図書に適合しており、証明書が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用材料、部材について設計図書に定められた品質及び形状を証明する資料が提出され、適合していることが確認できる。
(3) 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書に適合しており、証明書が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ① 遊戯施設等について設計図書に定められた機能及び安全性を証明する資料が提出され、適合していることが確認できる。
(4) 園路等の路盤工に関し、現場密度試験が適切に行われ、管理されている。	<ul style="list-style-type: none"> ① 路盤工の現場密度試験が施工され、密度が規格値以上であることが確認できる。
(5) 園路等の表層材料に関し、配合報告書により適切な配合規格が確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 写真及び配合報告書により、配合規格が適切であることが確認できる。
(6) 平板、タイル舗装等の目ずれがなく、仕様書等に定められたとおり処理されていることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 現地において、平板、タイル舗装等の目ずれが無いことが確認できる。 ② 仕様書等に示す表面勾配及び目地ラインが得られていることが確認できる。
(7) 排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていない。	<ul style="list-style-type: none"> ① 設計図書で示された表面排水勾配で施工されていることが確認できる。 ② 現地において、水溜まり痕跡が確認できない。
(8) 植物、公園資材等による修景効果向上についての配慮が事前に十分検討され、良好な施工がうかがえる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 施工計画書の施工方法に、修景効果向上について記載されていることが確認できる。 ② 現地において確認できる。

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1) 施設構造物の肌、通り、収まり等仕上げの状態が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設構造物の表面に、さび・塗装むら等がないことを確認する。 ② 公園敷地の状況、他の公園施設との取り合いを充分に考慮して施工していることを確認する。
(2) 園路等の舗装の平坦性が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ① 舗装表面に凸凹が無いことを確認する。
(3) 遊具等の作動が安全でかつ良好に作動する。	<ul style="list-style-type: none"> ① 遊具等の作動について、安全性を重視して施工していることを確認する。 ② 遊具等の作動が良好であることを確認する。
(4) 排水管理等の配慮が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設等の排水管理が容易であることを確認する。
(5) 全体的な美観が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事全体の印象が良く、色合い等も良く、美しく感じられる。

(26) 二次製品構造物工事

(用排水構造物工、カルバート工、擁壁工、石・ブロック積(張)工)

① 品質

i) 共通

項目	評価方法事例・解説
(1) 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。	<p>①セメントコンクリート二次製品取扱要領に基づき、取扱いが計画され、計画に基づき施工されていることが確認できる。</p> <p>②付属するコンクリート工事等の管理について、品質管理計画が策定され、実施されていることが確認できる。</p> <p>③施工計画書に品質管理項目が計上されている。</p> <p>④品質管理が実施され、妥当であることが確認できる。</p>
(2) 材料の品質規格証明書が整備されている。	<p>①JIS規格品のうちJISマーク表示が確認され、JISマーク表示がされている材料・製品についてJISマーク表示状態を示す写真が整備されている。</p> <p>②JIS等認証製品の場合、使用する製品がJIS認証製品であることがJIS認証書等で確認ができる、写真で確認されている。</p> <p>③材料ロット番号(製造日(検査日))の写真と品質規格証明書が一致していることが確認できる。</p>
(3) JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。	<p>①「JIS等認証製品以外の品質確認基準」を満たしていることが確認できる資料が提出され、JIS等認証製品と同等の品質を有していることが確認できる。</p> <p>品質管理基準(種別・材料・試験区分・必須)に示す試験成績表等</p> <p>②製品の規格、品質を証明する資料が提出され、仕様書の規定値を満足していることが確認できる。</p>
(4) 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。	<p>①施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。</p> <p>②床付け箇所の湧水及び滲水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除していることが確認できる。</p>
(5) 二次製品の保管、吊込み、据付等に十分注意を払っていることが確認でき、製品に有害なひび割れ、損傷等が無い。	<p>①枕木・龍骨等を適切に配置し、地表と製品、製品と製品が直接接觸しないように保管されていることが確認できる。</p> <p>②吊込み・据付等に当たり、製品に傷が付かないように施工していることが確認できる。</p> <p>③検査時に、製品に有害なひび割れ、損傷等が無いことが確認できる。</p> <p>④据付けについて、製品の重量及び現場条件を勘案し適切な計画を行い据付けていることが確認できる。</p>
(6) 土留め、ウェルポイント等の仮設が適切に施工、管理されていることが確認できる。	<p>①設計書で指定されている場合は設計書に従い仮設工が施工されており、指定が無い場合は現地の状況を確認し、掘削の深さが1.5mを超える場合、土質に見合った勾配を保って掘削ができる場合は土留工を施工する等「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従い施工されていることが確認できる。</p> <p>②土留め矢板等の設計を行うなど安全に配慮して施工していることが、書類・写真等で確認できる。</p> <p>③仮設工の維持管理を充分に行っていることが、記録・写真等で確認できる。</p>
(7) コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	

ii) 用排水構造物工

項目	評価方法事例・解説
(1) 位置、方向、高さ、勾配等について前後の窓又は地形になじみよく施工されている。	<ul style="list-style-type: none"> ①出来形管理資料により確認する。 ②段差がなくなめらかにすりついている。
(2) 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが入念に行われていることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ①基礎地盤の締め固めがタンバ等で充分に行われていることが写真で確認できる。
(3) 吞口、吐口、集水樹等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥が無い。	<ul style="list-style-type: none"> ①検査時にはクラック等がないことが確認できる。
(4) 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。	<ul style="list-style-type: none"> ①流末にフトン等で浸食対策が行われていることが確認できる。 ②流末の木路等の排水勾配がとられていることが確認できる。
(5) 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や縫目部からの漏水も見られない。	<ul style="list-style-type: none"> ①不等沈下により排水勾配に影響が生じていないことが確認できる。 ②構造物の縫目部から漏水が見られないことが確認できる。
(6) 製品の縫目部は隙間やズレがなく適切に施工されている。	<ul style="list-style-type: none"> ①製品の縫目部に隙間やズレが無いことが確認できる。
(7) 縫目部の目地モルタルが適切に施工されている。	<ul style="list-style-type: none"> ①縫目部から漏水等がみられないことが確認できる。
(8) 製品周りの埋戻し・盛土の施工にあたり、巻出し・転圧が適切に施工されていることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ①一層の仕上り厚を30cm以下（路床盛土は20cm以下）としており、平坦に締固めており、各層で締固めを行っていることが確認できる。

iii) プレキャストカルバート工、プレキャスト擁壁工、石・ブロック積（張）工

項目	評価方法事例・解説
(1) 嵌込コンクリートや裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。	<ul style="list-style-type: none"> ①裏込材をシバー等で十分に締め固めていることが、写真等で確認できる。 ②胸込コンクリートをパイプレーテーにより十分につき固めていることが写真等で確認できる。 ③抜き型枠が適切に施工されていることが写真等で確認できる。
(2) 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。	
(3) 製品の連結又はかみ合せが適切である。	<ul style="list-style-type: none"> ①プレキャスト製品の連結が、漏水等がないよう行なわれていることが確認できる。 ②石・ブロックのかみ合せが、裏込材がはみ出さないよう行なわれていることが確認できる。
(4) 端部における地山とのすり付けが適切である。	<ul style="list-style-type: none"> ①地山とのすり付けを適切に行っていることが確認できる。
(5) 丁張りを2重・3重に設けるなど、法勾配、裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っていることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ①三重丁張りを設置して施工されていることが確認できる。

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1) 構造物等の通りが良い。	
① 直線部はがたつきがなく、曲線部はなめらかな曲線をえがいている。	
(2) 材料の連結、かみ合わせが良い。	
① 合縫に隙間がなく、はらみ出しも認められない。	
(3) 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。	
① 面は平滑に、目地もすっきりと仕上がっており、	
(4) クラックが無い。	
① 重要な場所に、目で分かるクラックが無い。(0.2mm以下)	
(5) 漏水がない。	
① 構造物の目地部分の止水板が正確に施工され、当該部分からの漏水がない。	
(6) 土工の仕上げが良い。	
① 埋戻し面、法面及び法肩の仕上げが、なめらかに仕上げられている。	
(7) 全体的な美観が良い。	
① 工事全体の印象が良く、色合い等も良く、美しく感じられる。	

(28) 橋梁補修・補強工事

① 品質

i) 共通

項目	評価方法事例・解説
(1) 鋼板接着工のボルト、注入材の品質が確認できる。	① ボルト、注入材の品質を証明する資料が提出され、規定値を満足していることが確認できる。
(2) アンカーボルト孔の削孔長をアンカーボルトと同程度の曲がらない定規で全数確認し、かつ資料も整備されている。	① アンカーボルトと同程度の定規で削孔長を確認していることが写真で確認できる。 ② 管理資料から全数確認されていて、規定長以上であることが確認できる。
(3) 施工後にアンカーボルト定着長を超音波探傷器を用いて全数測定し、かつ資料も整備されている。	① 超音波探傷器検査記録及び写真で確認できる。
(4) アンカーボルト樹脂注入の際に、樹脂が密入されていることが確認できる。	① 写真で確認できる。
(5) 床版工の繊維シート付着の品質が確認できる。	① 繊維シートの付着強度試験結果が整理されている。 ② 試験結果が規定値を満足していることが確認できる。
(6) 落橋防止装置工の鋼製ブレケットの品質が確認できる。	① 鋼製ブレケットの品質証明書が提出されている。 ② 仕様書等の規定値を満足していることが確認できる。
(7) 落橋防止装置工のアンカーボルト引張等の品質が確認できる。	① アンカーボルト引張試験結果が規定値を満足していることが確認できる。
(8) ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。	① 締付機、測定器のキャリブレーションが有効であることが書類で確認できる。
(9) 密接の品質管理に関する仕様書に定められた事項が確認できる。	① 施工計画書に品質管理項目が計上されている。 ② 品質管理が実施され、妥当であることが確認できる。
(10) ケレンが入念に実施されていることが確認できる。	① 写真で確認できる。
(11) 繊維・溶接施工時の天候、気温及び湿度等の条件が記録・整理されている。	① 気象観測データ及び写真で確認できる。
(12) 材料の空缶管理が写真等で確実に空であることが確認できる。	① 空缶の内部又は押し潰した状態が全数写真で確認できる。
(13) その他（使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・適切に行っていることが確認できる。）	（13）その他（使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・適切に行っていることが確認できる。）
(14) その他（構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。）	（14）その他（構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。）
(15) その他（監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。）	（15）その他（監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。）
(16) その他（使用したグラウト材、モルタルの強度試験・現場試験を行っており品質が確認できる。）	（16）その他（使用したグラウト材、モルタルの強度試験・現場試験を行っており品質が確認できる。）
(17) その他（既設構造物はつり面に残存クラック等の有害な損傷部がないことが確認できる。）	（17）その他（既設構造物はつり面に残存クラック等の有害な損傷部がないことが確認できる。）
(18) その他（使用材料の品質が出荷証明書等により、製造年月日、ロット番号、数量が確認できる。）	（18）その他（使用材料の品質が出荷証明書等により、製造年月日、ロット番号、数量が確認できる。）
(19) その他（既存鉄筋のケレン及び防錆処理を適切に行っていることが確認できる。）	（19）その他（既存鉄筋のケレン及び防錆処理を適切に行っていることが確認できる。）

ii) 断面補修

項目	評価方法事例・解説
(1) 事前調査を行い損傷程度を把握し、適正な施工範囲を決定していることが確認できる。	(1)ひび割れ状況、遊離石灰と鉛汁の有無、鉄筋の腐食状況等損傷程度を把握している。 (2)下地処理工において、油脂等の汚れや脆弱層の撤去を行い健全面を露出させたことが確認できる。
(2) コンクリート面の著しい劣化及び割れ等の補修を適切に行ってていることが確認できる。	(1)コンクリート面の著しい劣化及び割れ等の補修を適切に行ってていることが確認できる。 (2)下地処理として、プライマーを均一に塗布していることが確認できる。
(3) 鉄筋ケレン後、速やかに防錆処理を行っていることが確認できる。	(3)鉄筋ケレン後、速やかに防錆処理を行っていることが確認できる。
(4) 鉄筋腐食が生じる前に、速やかに防錆処理を行っていることが確認できる。	(1)鉄筋腐食が生じる前に、速やかに防錆処理を行っていることが確認できる。
(5) コンクリート削孔工において、既設鉄筋を傷つけないよう配慮し施工したことが確認できる。	(4)コンクリート削孔工において、既設鉄筋を傷つけないよう配慮し施工したことが確認できる。 (1)設計図書や鉄筋探査機等で調査を行っている。
(6) フレアー溶接作業に当たり、作業員の資格・技量確認を行っていることが確認できる。	(5)補強材の品質が確認できる。
(7) 従事する技術者の資格証明書の提示を受け、本人が作業を行っていることが確認できる。	(1)使用する材料について、品質の確認を行っていることが確認できる。 (2)(PCM)タイプI(接着補強材)とタイプII(増厚材)のそれぞれで品質確認を行っていることが確認できる。
(8) 鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	(6)フレアー溶接作業に当たり、作業員の資格・技量確認を行っていることが確認できる。
(9) 鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	(1)従事する技術者の資格証明書の提示を受け、本人が作業を行っていることが確認できる。
(10) (ポリマー)セメントモルタルの練り混ぜが、材料投入順序、ミキサー能力、練り混ぜ時間等を考慮して練り混ぜられていることが確認できる。	(7)鉄筋の組立・加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
(11) メーカーの推奨する方法(配合、機器仕様等)に従って混練していることが確認できる。	(1)メーカーの推奨する方法(配合、機器仕様等)に従って混練していることが確認できる。
(12) 練り混ぜ開始時にフロー試験等を実施し、品質の確認を行ったことが確認できる。	(11)練り混ぜ開始時にフロー試験等を実施し、品質の確認を行ったことが確認できる。
(13) 施工方法(左官、吹付、充填)に応じた品質が確保されていることが、試験成績結果から確認できる。	(1)施工方法(左官、吹付、充填)に応じた品質が確保されていることが、試験成績結果から確認できる。
(14) (PCM)タイプIIのフロー値は、左官工法で140±20mm、吹付け工法で160±20mmが確認できる。	(2)(PCM)タイプIIのフロー値は、左官工法で140±20mm、吹付け工法で160±20mmが確認できる。
(15) 施工状況(風、直射日光)等を考慮し、必要に応じ被膜養生を行ったことが確認できる。	(12)施工状況(風、直射日光)等を考慮し、必要に応じ被膜養生を行ったことが確認できる。
(16) 低高温時、低温時や直接風雨及び日射があたる場合、被膜養生を行っていることが確認できる。	(1)低高温時、低温時や直接風雨及び日射があたる場合、被膜養生を行っていることが確認できる。
(17) (PCM)ミスト・封緘養生や被膜養生材により、打設後2日間は相対湿度90%の雰囲気に置かれていることが確認できる。	(2)(PCM)ミスト・封緘養生や被膜養生材により、打設後2日間は相対湿度90%の雰囲気に置かれていることが確認できる。
(18) (PCM)日平均気温が5°C以下になることが予想される時は、寒中における施工が行われていることが確認できる。(初期養生は、界隈気温を5°C以上に4日間保つ)	(3)(PCM)日平均気温が5°C以下になることが予想される時は、寒中における施工が行われていることが確認できる。(初期養生は、界隈気温を5°C以上に4日間保つ)
(19) (PCM)タイプIIの練上り温度が30°C以上の場合は、配合修正等を行い施工性を確保していることが確認できる。	(4)(PCM)タイプIIの練上り温度が30°C以上の場合は、配合修正等を行い施工性を確保していることが確認できる。

項目	評価方法事例・解説
(13) 圧縮・付着強度試験を実施し、強度を確認したことが確認できる。	
① 現場採取供試体の強度試験成績結果から、所定の強度（圧縮、付着）が確認できる。	
② (PCM)（規格値）	
タフ I : 付着強度1.5N/mm ² 以上	
タフ II : 圧縮強度30.0N/mm ² 以上、曲げ強度6.0N/mm ² 以上	
(PCM) : ポリマーセメントモルタル工法に適用 以下の基準より引用。 「PAE系ボーゼメントモルタルを用いたコンクリート構造物の補修・補強に関する設計・施工マニュアル」 2014年12月 (一社)PCM工法協会	

III) 伸縮装置取替え

項目	評価方法事例・解説
(1) ジョイント部のはつり作業にあたり、既設構造物に支障が無いことが確認できる。	
① 床版及び伸縮装置との連結鉄筋・アンカー材に損傷を与えていないことが、写真で確認できる。	
(2) 使用する材料の品質・形状等が適切で有り、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。	
① 使用材料に錆や汚れが無く、アンカー等に確実に連結されていることが確認できる。	
(3) 増付は伸縮量が最も少ない時間を選んで作業していることが確認できる。	
① 作業時間内で温度変化が最も少ない時間に作業していることが記録で確認できる。	
(4) コンクリートは、伸縮装置アンカー部に完全に行き渡るよう施工されていることが確認できる。	
① 打設前の打継目処理及び打設時に十分な締め固めが行われ、フェースプレートまで打ち上げられていることが確認できる。	
(5) コンクリート強度を確認した後、交通解放が行われていることが確認できる。	
① 必要な養生（皮膜・保温・シート・加温等）が行われ、設計強度発現後に交通解放が行われていることが確認できる。	

IV) 支承取替え

項目	評価方法事例・解説
(1) ジャッキアップ作業にあたり、圧力確認器具により圧力調整等を行っていることが確認できる。	
① 圧力挿入は圧力（反力）及び高さ(3mm程度)を確認しながら、ゆっくりと行っていることが確認できる。	
(2) 既設支承のはつり作業にあたり、既設構造物に支障が無いことが確認できる。	
① 写真で確認できる。	
(3) 使用する材料の品質・形状等が適切で有り、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。	
① 使用材料に錆や汚れが無く、アンカー等に確実に連結されていることが確認できる。	
(4) 無収縮モルタルの硬化を確認後、ジャッキダウンを行っていることが確認できる。	
① 十分な養生が行われ、設計強度発現後にジャッキアップ作業が行われていることが確認できる。	
(5) 高さ調整にあたり、変形量等を考慮し上げ越し量設定していることが確認できる。	
① 支承部材間のなじみやゴム支承の弾性変形量を考慮し、上げ越し量を設定していることが確認できる。	

(29) 建築工事（簡易なもの）

① 品質

項目	評価方法事例・解説
(1)	材料の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。 ① 使用材料について設計図書に定められた品質性能を証明する資料が提出され、妥当なものであると確認できる。(共仕1, 4, 2)
(2)	商品の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。
(3)	機器等（設備等）の機能が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。
(4)	室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が伺える。 ① 工事完成までに仮設物等が取除かれ、撤去跡および付近の清掃が行われている。(共仕2, 4, 1) ② 部材の取り合いや取り付け具合、落ち着き具合、仕上がり具合が合理的で丁寧に施工されている。

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1)	建築物の通り、形状が良い。 ① 造り方、墨出しが丁寧に行われ、傾きやすれているところがなく、設計図書のとおりに建築物が造られている。
(2)	仕上げの均一性、平坦性が良い。 ① 仕上がり面が平滑ではなく、すっきりとした仕上がりである。
(3)	機能面での配慮が適切である。 ① 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
(4)	防水の納まりが良好である。 ① 設計図書に定められた材料に応じた施工がなされ、取り合い部分などからの漏水がない。(共仕9, 1, 2) ② 仕上がり面について、空隙や気泡、しわなどが見られず、丁寧に施工されている。(共仕9, 2, 4)
(5)	建具の取り付け、作動が良い。 ① 設計図書に定められた所定の材料および形状、寸法、仕上がり状態が確認できる。(共仕16, 1, 2) ② 施工後、建具の機能が満たされるよう調整が行われていること。(共仕16, 1, 5)
(6)	関連工事との取り合いが良い。 ① 関連工事のための開口部や貫通孔、補強工事などの施工についても手戻りがなく、関連工事と協力した施工が行われている。
(7)	全体的な美観が良い。 ① 工事全体の印象が良好で、色合い等も良く、美しく感じられる。

(30) 機械設備工事

① 品質

項目	評価方法事例・解説
(1) 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。	
① 納品伝票、試験成績表等で内容の確認ができる。 ② 配管材料、付属品の材質、種別、規格、性能、表示、寸法、数量等の確認ができる。 ③ 保温材、塗装、防錆材、その他材料の種別、厚み等が確認できる。	
(2) 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。	
① 機材の仕様（形式、規格、性能、寸法、保護装置、制御装置、付属品）、数量が納入仕様書等で確認できる。 ② 諸負者としての社内検査が実施され指示事項の是正完了が確認できる。	
(3) 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。	
① 特記仕様書等の条件（震度、水圧など）により詳細設計が行われており、機材等が対応していることが確認できる。	
(4) 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。	
① 工場試験成績表、現地試験成績表が整理できており、設計性能との比較ができる。 ② 関係法令との整合性及び申請、届出がてきており検査済書、許可番号の確認ができる。	
(5) 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
① 部材に応じた溶接方法が選定され、溶接接合工法（被覆溶接・TIG溶接）、溶接工の資格、溶接作業環境、開先加工、仮付け、溶接材料、溶接材料の管理、溶接施工（作業温度、溶接姿勢、電圧・電流管理、溶接作業前後の清掃）が確認できる。 ② 主要部分の溶接部について、非破壊検査試験（浸透・磁粉探傷検査、放射線透過検査等）による確認ができる。	
(6) 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
① 塗装、種別、前（下地）処理、塗り回数、膜厚、仕上がり状態が確認できる。 ② 工場や現地においてケレン実施状況、塗料種別、塗り回数、膜厚、仕上がり状態が確認できる。	
(7) 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。	
① 機材の仕様（形式、規格、性能、寸法、保護装置、制御装置、付属品）、数量が納入仕様書等で確認できる。	
(8) 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。	
① 工場や現地において機材製造者試験、検査測定記録が整理されデータの確認ができる。	
(9) 小配管、電気配線が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。	
① 使用目的に合致した適切な機材を採用しているか確認できる。 ② 勾配、接続方法、支持方法、埋設深さなどの施工方法が確認できる。	
(10) 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。	
① 取扱説明書が作成要領に定められた内容を全て満足し、かつ、わかりやすく整理され工夫している。 ② 隠蔽部の配管、電気経路等の位置がわかるように工夫がされている。 ③ 取り扱い説明書は、用途別で色分け図示等の工夫がされている。	
(11) 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。	
① 完成図書（取扱説明書）に部品、油脂などの交換時期、規格、数量、規定量などが一覧表に整理されている。 ② 部品等の製作所名、製造年月、製造番号が明示されている。	
(12) 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。	
① 設備機材相互間のシステムバランスが適正である。 ② 配管、電線類が機器保守点検の障害にならないよう施工図で確認され施工されている。	

項目	評価方法事例・解説
(13)	設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ① 交換頻度の高い部品等の周囲に点検・交換作業スペースが確保されている。 ② 交換頻度の高い部品等の周囲への作業機材・交換資材の搬入搬出の通路が確保されている。
(14)	二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ① 計画配合表、使用資材、製作写真、試験成績表が整理されているのが確認できる。 ② 所定寸法に合格しており、有害なひび割れ、損傷等がないことが確認できる。
(15)	バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 ① 弁類、ダンバ類の開閉表示が見やすく工夫されている。 ② 配管に流れ方向を示す矢印や流体名を表示している。
(16)	計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ① 計器類は保守点検通路から見やすい位置に設置されている。 ② 計器類には、適切な使用範囲が色分けやシール等で明示されている。
(17)	回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ① 回転部や高温箇所に見やすい表示がされている。 ② 安全カバーを施した場合、点検や整備時に開閉、取り外しが容易な構造になっている。
(18)	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ① 既存の構造物等の劣化状況をよく調査し、対応を監督員と事前協議していることが確認できる。 ② 修繕工事等において、機器の劣化状況などに適切に対応した対策方法を提案している。
(19)	現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
(20)	その他 ① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
1)	主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ① 設備機材相互間のシステムバランスが適正である。 ② 現地総合試運転成績表が整理され設計値に合致していることが確認できる。 ③ 現地総合試運転において振動、騒音等に異常がないことが確認できる。 ④ 各機器類の連携がスムーズに動作することが確認できる。 ⑤ 各機器類の運転表示、警報等が異常なく作動することが確認できる。
2)	きめ細かな施工がなされている。 ① 機器の据付固定、配管配線接続状態、ボルト・ナット、ビス類締め付け状態が記録されている。 ② 管材料の接合方法、支持、振れ止め及び固定間隔、勾配等の施工状態が確認できる。 ③ 深所、高所作業における安全対策がされたことが確認できる。
3)	土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ① 土木構造物、既設設備等との着しい隙間、傾きがないことが確認できる。
4)	溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ① 溶接部の施工報告書が整理され仕上がり状態が確認できる。 ② 塗装・重鉛付着等の施工報告書が整理され仕上がり状況も平滑であることが確認できる。
5)	全体的な美観が良い。 ① 工事全体の印象が良く、色合い等も良く、美しく感じられる。 ② 試運転調整が適正にされ性能が發揮できることが確認できる。 ③ 仮設資材の撤収、現地の片付け・清掃が行われている。

(31) 電気設備工事

① 品質

項目	評価方法事例・解説
(1) 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 品質及び性能に係る技術検討を施工計画書又は機器製作承諾図書に反映していることを確認。 ③ 施工計画書において使用材料製作図書、施工要領書で確認できる。
(2) 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① JIS認定品については、規格表示等による現物確認で品質保証書等は不要。 ② 使用材料のミルシート、使用材料製作図書、工場試験結果で確認できる。
(3) 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 機器を製作（ソフトウェア作成を含む）もしくは調達する工事を対象。 ② 機器の工場試験や現場試験（機器単体試験、組合せ試験）において、試験結果が設計図書に適合していることが確認できる。
(4) 操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 材料、機器の取り付けが設計図書のとおり施工並びに完成図に反映されていることを確認。 ② 機器ごとの操作スイッチ、表示灯、電流計等がわかりやすく配置されていることが確認できる。
(5) ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 施工計画の施工方法及び施工手順に基づき実施していることを書面や写真等で確認でき、適切な施工で接続箇所のゆるみ等の不具合が無いか確認。 ② ケーブルの接続、端末処理、テーピング、支持間隔、他ケーブルの離隔を確認（写真含む）できる。 ③ 配管の接続、ボンドアース、支持間隔、埋設深さを確認（写真含む）できる。
(6) 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 設備全体として、設計図書のとおり機能、性能管理が工場試験成績書又は現地試験成績書等で確認でき、工場試験又は現地試験において欠陥がないか確認。 ② 各種試験を行い仕様が確認でき、又各種試験結果データでも確認できる。
(7) 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 設備の操作制御関係が設計図書に示された機能を有しており、設備を運用するに当たり具备されるべき安全装置、保護装置の機能について、工場試験又は現地試験から確認。 ② シーケンスの確認、遠方からの操作、表示の確認、異常時の保護装置動作及び警報回路の動作等が確認できる。
(8) 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合動作試験を行い仕様確認でき、試験結果データでも確認できる。
(9) 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 高所設置や水中設置機器、通電中の機器で単体性能が必要な場合工場試験結果データで確認できる。
(10) 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 完成図書に当該設備全般の取扱説明書を漏れなく掲載していることを確認。 ② 図形やフローチャートなどでわかりやすく表現している。

項目	評価方法事例・解説
(11)	完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ① 完成図書に定期的な点検方法及び交換部品について当該箇所を分かりやすく記載しているか確認。 ② 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法が明示されている。 ③ 部品等の製作所名、製造年月、製造番号が明示されている。
(12)	設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ① 機器等の点検及び消耗品の交換が安全かつ容易に行えるよう構造等に配慮しているか確認。 ② 取付け高さ、容易に見えない場所（埋設、天井内等）に機器を設置した場合の表示や点検口の取付け等の工夫がある。
(13)	その他 ① 評価対象項目に加える場合は、必ず理由を記入する。評価対象項目を加えない場合は削除する。

② 出来ばえ

項目	評価方法事例・解説
(1)	きめ細やかな施工がなされている。 ① 施工前に技術的検討が十分に行い、機器の信頼性、安全性、操作性に配慮された施工をしている。
(2)	公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ① 耐震施工、感電事故防止、防水処理、防火区画が適正に施工されており、腐食ガスや温度、湿度に配慮した材料・機器が選定されている。
(3)	動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ① 総合動作試験において、すべて正常に動作し運用しやすい。
(4)	ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ① ケーブルが整然と配線されており屈折半径、スペースが適正であり、被覆に損傷がない。
(5)	操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ① 操作盤や運転表示装置の位置、保守点検時のスペース、互換性のある機器を使用する等が配慮されている。
(6)	全体的な美観が良い。 ① 工事全体の印象がよく機器が整然と設置され、構造物との整合性がとれている。